

平成 29 年 9 月発行（第二版）

平成30年度 保育施設のしおり

～申込と施設紹介～



武蔵野市子ども家庭部子ども育成課

TEL : 0422-60-1854

FAX : 0422-51-9223

E-mail : SEC-KODOMOIKUSEI@city.musashino.lg.jp

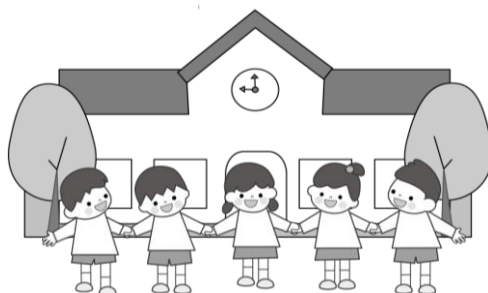
ホームページ : <http://www.city.musashino.lg.jp/>

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

目 次

1. 保育施設・事業の種類	1
2. 「子ども・子育て支援新制度」について	3
3. 保育所等の利用手続きについて	8
1 利用するための要件	8
2 クラス年齢別編成表	9
3 申込書の配布・申込の受付について	9
4 申込から入所までの流れ	10
5 保育所等入所申込受付期間・有効期限一覧表	12
6 申込書類	13
7 申込にあたっての注意事項	15
8 申込児童の利用調整について	17
9 入所できなかった方は	17
10 市外の保育所等へ利用申込をする場合	17
11 市外在住の方が武蔵野市内の保育所等へ利用申込をする場合	18
12 市外転出後の継続通園について	19
4. 保育所等の利用調整方法について	20
1 平成 30 年度の利用調整基準の主な変更点・新規取扱い事項	20
2 利用調整の基準指数表	21
5. 保育所等の入所が決まったら	27
1 保育の利用期間について	27
2 保育時間（基本保育時間・延長保育時間）について	28
3 利用者負担額（保育料）について	29
4 利用者負担額（保育料）の支払い方法について	31
5 入所後の各種手続きについて	32
6 現況の確認について	33
7 保育所等での各種対応について	33
6. 特別保育について	34
1 産休明け保育	34
2 年末保育	34
3 障害児保育（4月一斉入所）	35

保育施設ガイド



● 保育施設マップ	53
● よい保育施設の選び方について	55
● 保育所とは／認定こども園とは	57
● 家庭的保育とは	113
● 小規模保育とは	123
● 事業所内保育とは	141
● グループ保育室とは	145
● 認証保育所とは	149
● 企業主導型保育事業とは	169
● ベビーホテルとは	170
● 近隣認証保育所一覧	171

1. 保育施設・事業の種類

保育所（保育園）や認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等は児童福祉を必要とする場合に、子どもを保護者に代わって保育します。

保育施設・事業の種類			内 容	年齢
認可事業	保育所 (保育園)		児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された施設です。 市区町村が運営する公立保育園と社会福祉法人などが運営する民間保育園があります。	0～5
	認定こども園 (2・3号認定)		認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能をあわせ持つ施設です。 施設・整備・運営のあり方を定めた東京都の認定基準を達成することで認定を受けた施設です。	0～5
	地域型保育事業	家庭的 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満児を対象に、利用定員を5人以下に設定して、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。 ※ 市外に転出した場合は、継続して通園することができません。	0～2
		小規模 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満児を対象に、定員6～19人の比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を行う事業です。 ※ 市外に転出した場合は、継続して通園することができません。	0～2
		事業所内 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満児を対象に、会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。 ※ 地域の子どもは、市外に転出した場合は、継続して通園することができません。	0～2
		居宅訪問型 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満で障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅ですべて1対1で保育を行います。 ※ 市外に転出した場合は、継続して利用することができません。	0～2
その他の事業	グループ保育室		戸建住宅又はマンションの1室等を利用して、保育士などの資格を有する者数名が保育を行う武蔵野市独自の事業です。市が設置基準を定め、この基準を満たしていると認めた保育室であり、市が待機児童対策の一環として実施しています。	施設による
	認証保育所		大都市特有の多様な保育ニーズに柔軟にこえるために、東京都が独自の基準を設けて認証した保育所です。規模が大きく駅前などに設置される A 型と、小規模で家庭的な保育を行う B 型の2種類があります。	施設による
	企業主導型 保育事業		企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とした施設で利用しやすい保育料金とするため内閣府から委託を受けた児童育成協会が運営費の助成を行っています。	施設による
	ベビーホテル		午後7時以降の保育を行っている施設、児童の宿泊を伴う保育を行っている施設、時間単位で児童の預かりを行っている施設のいずれかに該当する施設で、他の分類に含まれない施設の総称です。運営実態は様々です。	施設による

祉法に基づく認可施設・事業です（以下、保育所等といいます）。保護者の就労や病気などで子どもの

職員数		職員資格	基準面積	給食※2	利用者負担額	入所の申込先	保育施設ガイドのページ
0歳児：児童3人につき1人 1歳児：児童6人につき1人 2歳児：児童6人につき1人 3歳児：児童20人につき1人 4歳以上：児童30人につき1人		保育士 栄養士 保健師/看護師	0・1歳 一人あたり 3.3㎡ 2歳児以上 一人あたり 1.98㎡	自園調理 調理室 調理員	市の基準による	子ども育成課へ	P57～
0～2歳児：児童3人につき1人 家庭的保育補助者を置く場合5：2		家庭的保育者※1 ＋補助者	0～2歳児 一人あたり 3.3㎡	(原則) 自園調理 調理室 調理員※3			P113～
A型	保育所の配置基準＋1名	保育士 保健師・(准)看護師の特例を設けています	保育所の面積基準と同様	(原則) 自園調理 調理室 調理員			P123～
B型	保育所の配置基準＋1名	1/2以上が保育士					P123～
C型	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合5：2)	家庭的保育者・補助者	0～2歳児 一人あたり 3.3㎡				P141～
定員 20 名以上 … 保育所の基準と同様 定員 19 名以下 … 小規模保育事業 A 型、B 型の基準と同様							
0～2歳児 1：1		必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者	—	—			—
保育所と同様の配置基準		配置する保育者のうち6割以上の者が有資格者	0・1歳児一人あたり 3.3㎡ 2歳児以上一人あたり 1.98㎡	自園調理 調理室 調理員	施設による (助成金対象)	直接施設へ	P145～
保育所と同様の配置基準		配置する保育者のうち6割以上の者が有資格者	0・1歳児一人あたり 3.3㎡ (ただし、弾力基準として0・1歳児1人あたり2.5㎡まで緩和)	現在、市内施設は自園調理	施設による (助成金対象)	直接施設へ	P149～
保育所の配置基準＋1名以上		小規模保育事業と同様	原則、小規模保育事業と同様	原則、小規模保育事業と同様	施設による (助成金対象外)		P169
保育所と同様の配置基準		配置する保育者のうち1/3以上の者が有資格者	一人あたり 1.65㎡	自園調理 (外部搬入可)	施設による (助成金対象外)		P170

※1…家庭的保育者とは市区町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者です。

現在の武蔵野市における家庭的保育者は、保育士・幼稚園教諭・保健師・看護師等の資格を持ち必要な研修を受けた者です。

※2…給食の提供については各施設により異なりますので、詳細については後半の施設ガイドをご参照ください。

※3…家庭的保育事業において園児3名以下の場合、補助者がいれば調理が可能です。

2. 「子ども・子育て支援新制度」について

◆制度の概要

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月にスタートしました。

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）は、大きく分けて「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」から成り立っています。

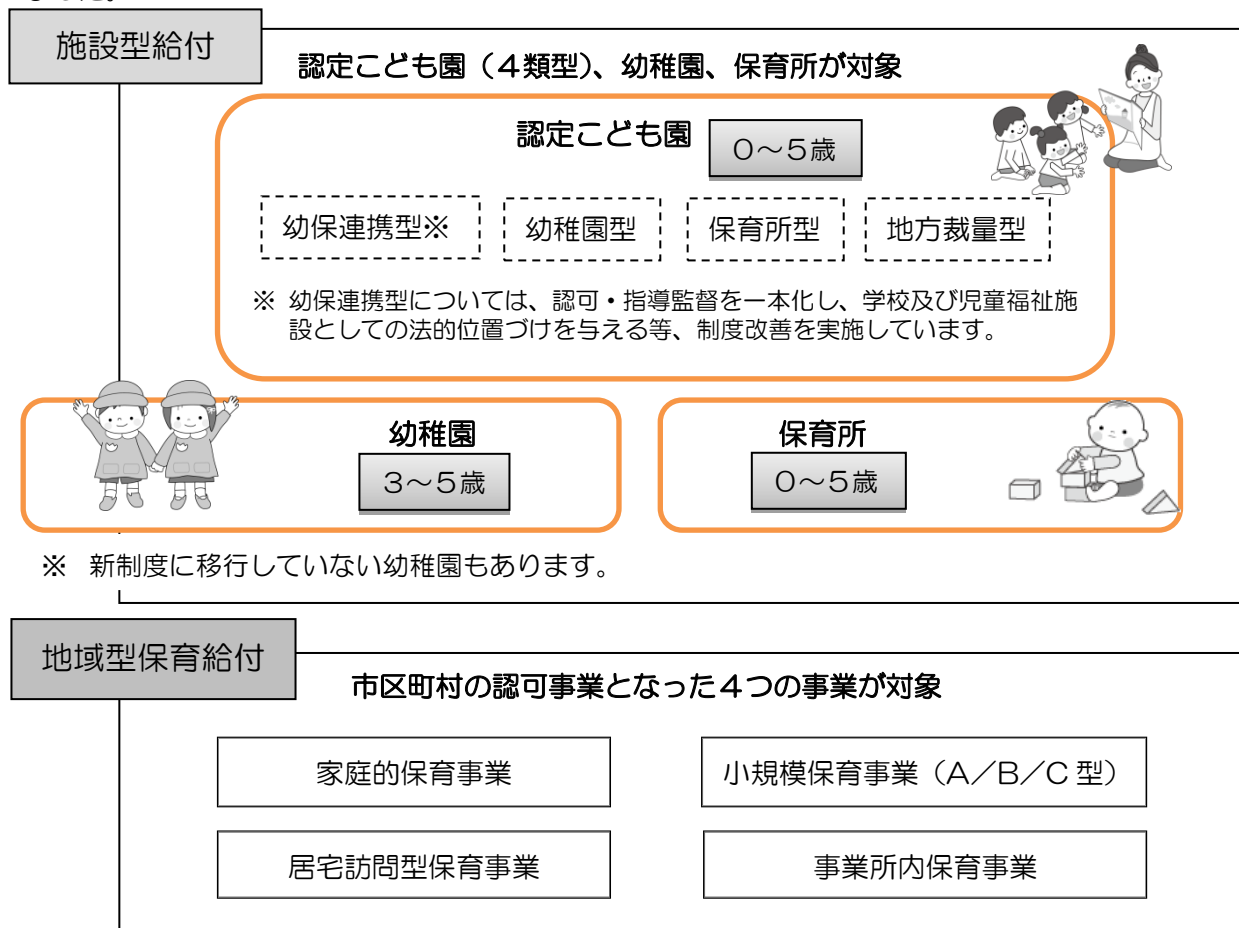
そのうち「子ども・子育て支援給付」は、児童手当による現金給付、保育所や幼稚園の利用による施設型給付及び家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業（以下「地域型保育事業」といいます。）の利用による地域型保育給付などがあります。

各給付は保護者に対する個人給付を基礎としますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、市区町村から施設・事業者を支払う仕組み（法定代理受領）になります。また、利用者負担額（保育料）等は、利用者が施設に支払います。ただし、保育所を利用する場合は市区町村に支払います。

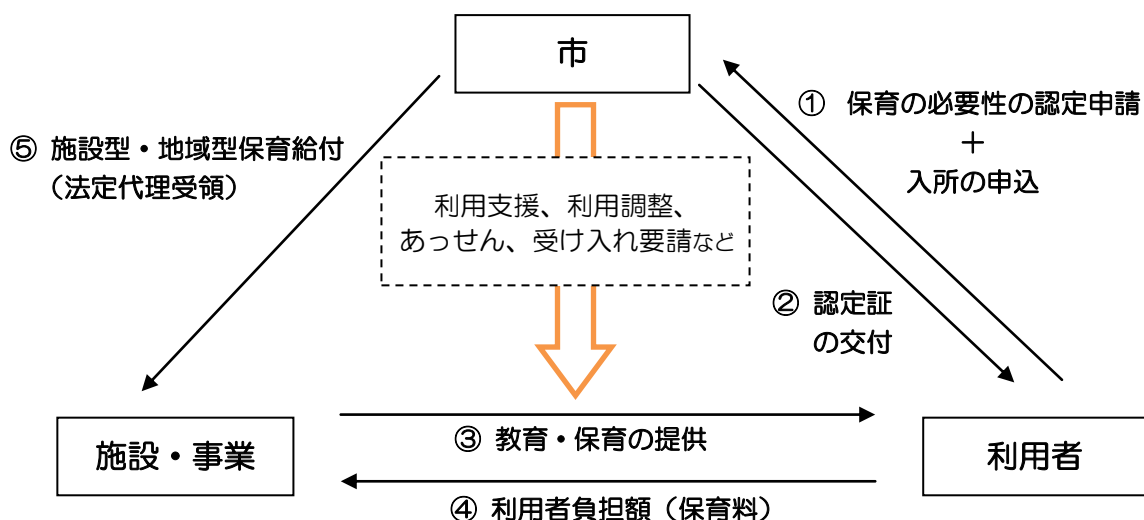


◆給付制度

新制度における「施設型給付」及び「地域型保育給付」の 2 つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業に対する財政支援の仕組みが共通化されました。



新制度における施設・事業の利用手続きのイメージ



保育所等を利用するときの手続きについて

認定こども園、保育所、地域型保育事業の施設・事業や新制度に移行する幼稚園（※）を利用するには、教育・保育の必要性の認定を受ける必要があります。

支給認定申請に伴い、市からは「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証兼通知書」を送付します。

※新制度に移行していない幼稚園の利用手続きは従来どおりです。詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。

ポイント①

◎3つの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「地域型保育事業」の教育・保育を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて給付（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付の内容	利用施設
1号認定 満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	●教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定 満3歳以上 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定 満3歳未満 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

ポイント②

◎保育認定（２号認定、３号認定）にあたって

保育を必要とする事由、保育の必要量に応じて認定します。

（１）保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

- ・ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労形態を含む。ただし、一定の条件として月 48 時間以上の就労が必要。）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 保護者の疾病、障害
- ・ 同居の親族（長期間入院等をしている親族も含む。）を常時介護、又は看護していること
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動（起業準備を含む。）
- ・ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ・ 虐待や DV のおそれがあること
- ・ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・ その他、上記に類する状態として市が認める場合

（２）保育の必要量

２号認定又は３号認定を受ける方は、保育の必要量によって、次のとおり「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

ポイント③

◎利用できる保育時間の違い

区 分	最大利用時間	認定該当事由	利用できる保育所等
保 育 標準時間	開所時間中、施設が定める保育時間（最大 11 時間）を超える利用は延長保育となり別途延長保育料が必要です。	おおむね 1 月 120 時間以上の就労・就学・看護又は介護/出産/疾病/災害/虐待・DV	認定こども園、保育所、保育短時間施設を除く小規模保育事業・事業所内保育事業 ※ただし、保育標準時間の方が、保育短時間を希望する場合、保育短時間の認定に変更することができ、家庭的保育事業等保育短時間施設を利用することができます。
保 育 短時間	開所時間中、施設が定める保育時間（最大 8 時間）を超える利用は延長保育となり別途延長保育料が必要です。	基本保育時間内でおおむね 1 月 120 時間未満で、1 月 48 時間以上の就労・就学・看護又は介護/求職/育休 ※育休中は保育短時間の利用となります。	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

※ 産前産後休業中は、原則、標準時間認定です。短時間認定への変更希望がある場合には、施設と相談の上、支給認定変更申請書兼届出書にその旨を記入し、在園施設へ提出してください。

◎保育標準時間認定と保育短時間認定

保育の必要量（利用時間）の認定は、保育標準時間認定と保育短時間認定の２つに分かれ、それぞれ保育利用可能時間と利用者負担額（保育料）が異なります。

利用者負担額（保育料）は毎月１日時点の認定に基づき算定します。

保育標準時間認定をされた方は、希望により保育短時間認定に変更することもできます。

また、公立保育園及び子ども協会立保育園において、基本的には、保育短時間認定の場合、延長保育の利用はできません。常時、基本保育時間を超えて利用する場合には、保育標準時間認定への変更が必要になりますので、在園施設または子ども育成課までお問い合わせください。

※ 民間園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等において、保育短時間認定の場合での基本保育時間を超えて利用する際の取扱いについては、事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。（保育施設の種類については、P.1～2を参照してください。）

※ 保育施設の利用時間は、認定内容等に基づき、保育の必要量（就労要件の方であれば就労時間＋通勤時間）を在園施設との面談で決定します。

【市立園・子ども協会園の場合】

区 分	早朝保育 7:30～8:30	基本保育 8:30～16:30	夕方保育 16:30～18:30	延長保育 18:30～19:15
保 育 標準時間	←	この範囲内で 最大 11 時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）	→	
		原則的な利用時間（8 時間）		延長保育
保 育 短時間		この範囲内で ← 最大 8 時間（利用可能な時間帯＝保育必要量） →		
		原則的な利用時間（8 時間）		

◎支給認定の変更申請・届出について

認定後、下記のとおり認定内容に変更がある場合には、変更申請・届出が必要です。

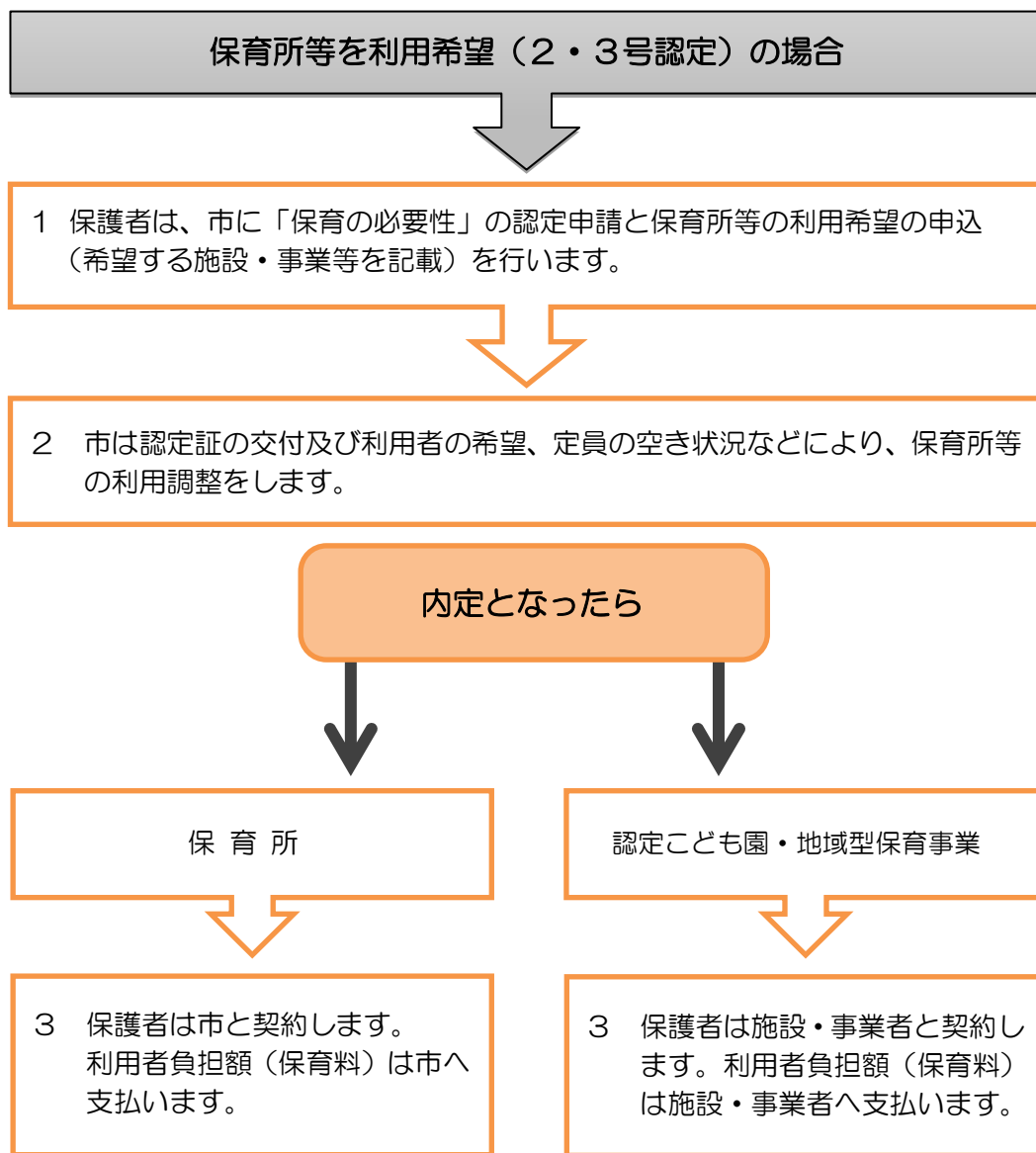
- ・ 住所、連絡先が変わった場合
- ・ 世帯員が増減した場合
- ・ 保育を必要とする事由が変わった場合（保育の必要量が変わる場合があります。）
- ・ 就労状況が変わった場合（保育の必要量が変わる場合があります。）
- ・ 産前産後・育児休業を取得する場合（保育の必要量が変わる場合があります。）
- ・ 勤務時間を変更した場合（保育の必要量が変わる場合があります。）

※ 標準時間・短時間の両方を設定している保育施設に在園している場合、認定内容の変更により利用者負担（保育料）が変わることがあります。その場合、原則として届出の翌月から変更が適用されますので、お早めに申請・届出をお願いします。

※ 短時間のみの保育施設に在園している場合も、申請・届出は必要です。

ポイント④

◎保育所等の利用にあたって



3. 保育所等の利用手続きについて

1. 利用するための要件

保護者の就労や疾病などで保育が必要であり、集団保育が可能な健康状態である子どもが対象です。保育所等を利用するには、「保育の必要性（事由）と保育の必要量（利用時間）」の認定を受ける必要があります。（P 3～7 参照）

対象年齢・・・ 満3か月 ～ 5歳児（就学始期）

※ 一部の保育所等では、産休明け保育として生後57日目から対象
（後半の保育施設ガイドをご参照ください。）

保育を必要とする事由（保護者の状況による。）

不存在	死亡等により子どもを保育する人がいない。
就 労	就労しているため子どもの保育にあたることができない。 就労の最低基準は、月48時間以上。 （注）無償のボランティアや、対価の支払いがないものは「就労」とみなすことはできません。
疾病・障害	疾病、傷病、心身障害があるため子どもの保育にあたることができない。
看護・介護	同居の親族を看護・介護するため子どもの保育にあたることができない。
災 害	地震や火災などの災害にあい、子どもの保育にあたることができない。
妊娠・出産	母親が出産前後のため子どもの保育にあたることができない。 （出産月を挟む前後おおむね2か月の計約5か月までの入所です。）
その他	就学又は職業訓練をしているため子どもの保育にあたることができない。 求職活動をしているため子どもの保育にあたることができない。 （入所後おおむね3か月以内に就職しない場合は退所となります。） 虐待、DVのおそれがあるとき等、明らかに児童が保育を必要とすると認められる場合。

提出書類の内容と保育所等の利用開始後の実状が異なる場合は、内定取消又は退所となることがありますので、十分ご注意ください。

申請時と状況が変更となる場合は必ず事前に子ども育成課へご相談ください。

2. クラス年齢別編成表

平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を過ぎてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0 歳児	※0 歳児クラス早見表参照（下記）	3 歳児	平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日 (2014. 4. 2～. 2015. 4. 1)
1 歳児	平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日 (2016. 4. 2～. 2017. 4. 1)	4 歳児	平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日 (2013. 4. 2～. 2014. 4. 1)
2 歳児	平成 27 年 4 月 2 日～平成 28 年 4 月 1 日 (2015. 4. 2～. 2016. 4. 1)	5 歳児	平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日 (2012. 4. 2～. 2013. 4. 1)

《0 歳児クラス早見表》

0 歳児クラスについては、入所時点での月齢（日齢）により入所できる保育所等が異なります。

- ・原則として、入所時点で満3か月から入所することができます。
- ・産休明け保育を実施している保育所等については、生後57日目から入所することができます
- ・一部の保育所等では満6か月からの入所となります。（後半の施設ガイドをご参照ください。）

入所希望月	産休明け保育	満 3 か月以上	満 6 か月以上
平成 29 11 月	平成 29 年 8 月 2 日～平成 29 年 9 月 5 日	～平成 29 年 8 月 1 日	～平成 29 年 5 月 1 日
平成 29 12 月	平成 29 年 9 月 2 日～平成 29 年 10 月 5 日	～平成 29 年 9 月 1 日	～平成 29 年 6 月 1 日
平成 30 1 月	平成 29 年 10 月 2 日～平成 29 年 11 月 5 日	～平成 29 年 10 月 1 日	～平成 29 年 7 月 1 日
平成 30 2 月	平成 29 年 11 月 2 日～平成 29 年 12 月 6 日	～平成 29 年 11 月 1 日	～平成 29 年 8 月 1 日
平成 30 3 月	毎年度 3 月 1 日付の入所利用調整は行いません。		
平成 30 4 月	平成 30 年 1 月 2 日～平成 30 年 2 月 3 日	～平成 30 年 1 月 1 日	～平成 29 年 10 月 1 日
平成 30 5 月	平成 30 年 2 月 2 日～平成 30 年 3 月 5 日	～平成 30 年 2 月 1 日	～平成 29 年 11 月 1 日
平成 30 6 月	平成 30 年 3 月 2 日～平成 30 年 4 月 5 日	～平成 30 年 3 月 1 日	～平成 29 年 12 月 1 日
平成 30 7 月	平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 5 月 5 日	～平成 30 年 4 月 1 日	～平成 30 年 1 月 1 日
平成 30 8 月	平成 30 年 5 月 2 日～平成 30 年 6 月 5 日	～平成 30 年 5 月 1 日	～平成 30 年 2 月 1 日
平成 30 9 月	平成 30 年 6 月 2 日～平成 30 年 7 月 6 日	～平成 30 年 6 月 1 日	～平成 30 年 3 月 1 日
平成 30 10 月	平成 30 年 7 月 2 日～平成 30 年 8 月 5 日	～平成 30 年 7 月 1 日	～平成 30 年 4 月 1 日
平成 30 11 月	平成 30 年 8 月 2 日～平成 30 年 9 月 5 日	～平成 30 年 8 月 1 日	～平成 30 年 5 月 1 日
平成 30 12 月	平成 30 年 9 月 2 日～平成 30 年 10 月 5 日	～平成 30 年 9 月 1 日	～平成 30 年 6 月 1 日
平成 31 1 月	平成 30 年 10 月 2 日～平成 30 年 11 月 5 日	～平成 30 年 10 月 1 日	～平成 30 年 7 月 1 日
平成 31 2 月	平成 30 年 11 月 2 日～平成 30 年 12 月 6 日	～平成 30 年 11 月 1 日	～平成 30 年 8 月 1 日

3. 申込書の配布・申込の受付について

申込書の配布場所 … 子ども育成課（市役所南棟 3 階）、各市政センター、各認可保育所
※ 市ホームページでもダウンロードできます。

申込書の受付場所 … 子ども育成課（市役所南棟 3 階）

※ 郵送、FAX での申込は受け付けていません。

4. 申込から入所までの流れ（入所は毎月1日です。月途中の入所は出来ません。）

平成30年4月一斉入所申込

受付期間：平成29年11月1日（水）

～ 平成29年11月15日（水）

受付時間：平日 8時30分～17時15分

受付場所：市役所南棟3階 子ども育成課（郵送不可）

下記日程で夜間受付・土曜日受付を行います。

夜間受付：11月 8日（水）18時～20時（受付場所：市役所西棟4階412会議室）

夜間受付：11月 10日（金）18時～20時（受付場所：市役所西棟4階412会議室）

土曜日受付：11月 4日（土）10時～16時（受付場所：市役所西棟4階413会議室）

- ・ 障害児保育の申込については、P35～36『障害児保育』欄をご参照ください。
- ・ 申込書類は平成31年2月1日入所利用調整まで有効です。

※ 通常は出生してからの申込ですが、平成30年2月3日までに出生の予定がある場合は、母子手帳（出産予定日がわかるページのコピー）の提出で出生前に申込ができます。（その他提出書類についてはP13～14参照）

※ 平成30年1月2日～平成30年2月3日生まれの子どもは、産休明け保育の対象となります。（実施施設のみ）



【申込】

保護者

保育の必要性の認定の申請・保育利用希望施設等の申込

市区町村

保育の必要性の認定

※ 保育の必要性が認定されなかった場合は支給認定却下通知書を送付します。



利用可能な施設・事業の利用調整

- ・ 提出された書類を点検し、必要に応じて電話等による状況調査を行います。保護者の就労等の状況を利用調整方法（P20～26）に基づき指数化し、その指数が高い方から利用調整します。
- ・ 就労先に就労状況を確認させて頂くことがありますが、状況調査にご協力頂けない場合、利用調整に不利になる場合があります。



2月上旬までに申込者全員に利用調整の結果を発送する予定です。

1次利用調整の結果

2月上旬

平成30年4月一斉入所の内定（利用可）が出た場合

- ・ 転所申請の場合、辞退はできません。
- ・ 1次利用調整後の繰り上げで、より上位の希望施設に内定が出た場合、辞退はできません。

健康診断

各保育所または別途指定する場所にて入所前健康診断を行います。
※ 転所の場合は不要です。

2月中旬

入所説明会

健康診断後、各保育所で入所説明会を行います。（一部・個別に面談を行う施設もあります）

契約

保育所⇒市と契約します。保育料は、市へ支払います。

その他の保育施設等⇒施設と直接契約します。保育料は、各施設・事業者へ支払います。

入所

保育所⇒お預かりする子どもの状況を見ながら短時間の保育から慣れていきます。（慣らし保育）

※ 期間は様々ですが、おおむね1週間程度とお考えください。

※ 転所の際も、同様に短時間の保育を行います。

その他の保育施設等⇒各施設・事業者へお問い合わせください。

平成30年4月一斉入所の内定が出なかった（利用不可）場合

辞退・退所により定員に空きが出た場合

- ・ 1次利用調整後の繰り上げ及び2次利用調整を行います。
- ・ 2次利用調整後の繰り上げは行いません。

特例調整（転所申請のみ）

2次利用調整

平成30年4月一斉入所申込済みの方

- ・ 4月一斉入所申込で希望している保育所等に空きが出た場合は、利用調整の対象となります。
- ・ 希望する保育所等に変更がある場合は、受付期間内（平成30年2月15日～2月21日）に変更届を提出してください。

平成30年4月一斉入所申込をしていない方

- ・ 受付期間内（平成30年2月15日～2月21日）に保育の必要性の認定申請及び保育利用希望施設等の申込を行ってください。

2次利用調整で入所の内定が出た場合

内定が出た方へ、3月初旬頃電話にてご連絡します。（入所されるかどうかを必ず即答いただくようになります）

3月中旬まで

健康診断・園長面接

保育所

⇒各保育所嘱託医による健康診断を受診してください。

⇒健康診断後、健診結果票をご持参の上、保育所にて園長面接を受けてください。

その他の保育施設等⇒各施設・事業者へお問い合わせください。

2次利用調整の内定が出なかった場合

※2次利用調整後、保育所等に空きがある時は、あっせんを行う場合があります。（P20参照）

待機

希望する保育所等の定員に空きが出た場合に利用調整を行います。

- ・ 申込は平成31年2月利用調整まで有効です。
- ・ 初回のみ利用調整結果通知書をお送りします。
- ・ 以後、内定が出たときのみご連絡します。
- ・ 家庭状況等が変わる場合は、必ず事前に子ども育成課へご連絡ください。
- ・ 希望する保育所等を変更する場合は、変更届を提出してください。

5. 保育所等入所申込受付期間・有効期限一覧表【年度途中申込を含む】

申込受付期間は、原則として入所希望月の前月の1日～15日（土曜、日曜、祝日の場合は休み明けの平日）です。（4月一斉入所申込は別日程。）また、申込の有効期限は、平成31年2月入所利用調整までです。毎月申込をし直す必要はありません。具体的な日程（予定）は下表を参照してください。

入所希望月	申込開始日	申込締切日	申込有効期限
平成29年11月	平成29年10月2日（月）	～ 平成29年10月16日（月）	平成30年2月入所 利用調整まで
平成29年12月	平成29年11月1日（水）	～ 平成29年11月15日（水）	
平成30年1月	平成29年12月1日（金）	～ 平成29年12月15日（金）	
平成30年2月	平成30年1月4日（木）	～ 平成30年1月15日（月）	
平成30年4月 （1次利用調整）	平成29年11月1日（水）	～ 平成29年11月15日（水）	平成31年2月入所 利用調整まで
平成30年4月 （2次利用調整）	平成30年2月15日（木）	～ 平成30年2月21日（水）	
平成30年5月	平成30年4月2日（月）	～ 平成30年4月16日（月）	
平成30年6月	平成30年5月1日（火）	～ 平成30年5月15日（火）	
平成30年7月	平成30年6月1日（金）	～ 平成30年6月15日（金）	
平成30年8月	平成30年7月2日（月）	～ 平成30年7月17日（火）	
平成30年9月	平成30年8月1日（水）	～ 平成30年8月15日（水）	
平成30年10月	平成30年9月3日（月）	～ 平成30年9月18日（火）	
平成30年11月	平成30年10月1日（月）	～ 平成30年10月15日（月）	
平成30年12月	平成30年11月1日（木）	～ 平成30年11月15日（木）	
平成31年1月	平成30年12月3日（月）	～ 平成30年12月17日（月）	
平成31年2月	平成31年1月4日（金）	～ 平成31年1月15日（火）	

※ 武蔵野市では毎年度3月1日付の入所利用調整は行っていません。

6. 申込書類（平成 30 年 4 月～）

（①～④は提出必須、⑤、⑥は状況に応じて）

武蔵野市のホームページから申込書類をダウンロードすることができます。

- ① 【支給認定申請書】
- ② 【家庭状況書】 【入所・転所に関する確認票】
- ③ 【児童状況書】 【申請児の母子手帳のコピー（必要なページ）】
- ④ 【父・母の保育を必要とする事由を確認する書類】（下表）

必要書類 \ 保護者の状況	外 （予定含む） 勤	自 営	疾 病 等	障 害 等	看 護 ・ 介 護 等	妊 娠 ・ 出 産	就 学 ・ 職 業 訓 練	求 職 中
就労証明書（所定様式）	○							
就労状況申告書（所定様式）		○						
直近3か月分の給与明細書の写し 産休育休中の方は、実際に勤務のあった直近3か月分	○	○						
タイムスケジュール表（所定様式）	△	○			○		△	
医師の診断書（通院頻度記載のもの）			○		△			
障害者手帳等のコピー				○	△			
看護・介護を要する方の診断書又は認定されている介護保険証の写し					○			
母子手帳（表紙、出産予定日のわかるページ）のコピー						○		
・在学証明書又は学生証コピー ・授業の時間割							○	
ハローワークカード（ハローワーク発行）等								○

※1 △印…必要に応じて提出していただきます。

※2 証明書類は父母ともに必要です。

※3 保育を必要とする事由が就労の方について、就労証明書（就労状況申告書）のご提出がない場合は入所申込の受付が出来ません。

※4 兄弟姉妹で申込む場合、支給認定申請書と児童状況書はそれぞれ必要です。その他書類は1部で結構です。

※5 上記保育を必要とする状況を確認する書類は、発行後3か月以内のものが有効です。

※6 産前休暇前に悪阻等の体調不良により勤務時間が減少した場合は、産前休暇前の半年間の内、就労時間の多い月の給与明細をご提出ください。

※7 自営業の方についても、給与明細の提出が必須です。

⑤ 【父・母の税資料（コピー可）】

●平成 30 年 8 月以前の入所希望の場合

→平成 29 年度の証明書を提出（平成 29 年 1 月 1 日に武蔵野市に住民登録があった方は不要です。）

●平成 30 年 9 月以降の入所希望の場合

→平成 30 年度の証明書を提出（平成 30 年 1 月 1 日に武蔵野市に住民登録があった方は不要です。）

1. それぞれの年の 1 月 1 日に武蔵野市に住民登録がなく、他の市区町村で課税されていた方	➡	住民税課税（非課税）証明書 ※ 市区町村住民税所得割額、市区町村住民税均等割額、総所得金額、所得控除の合計がわかるもの。 ※ 以前お住まいだった市区町村が発行します。
2. それぞれの年の 1 月 1 日に国内に住民登録がなく、該当年度の課税がされていない方	➡	給与等支払証明書 （勤務先の証明印が必要。） ※ 勤務先で発行した平成 28 年中（平成 30 年 9 月以降入所希望の場合は平成 29 年中）の証明書 ※ それぞれの年の国内及び国外の収入をもとに、市が市民税について仮定計算を行います。
3. 税情報がなく、上記書類を提出することができない方	➡	年間収入申告書（所定様式）

⑥ 【その他の書類（状況に応じて下記のとおり）】

※ 下記書類は、発行後3か月以内のものが有効です。

※ 下記書類は、いずれか1つを提出してください。

※ 下記以外にも状況によって、書類の提出を求める場合があります。不明な場合は子ども育成課までお問い合わせください。

(1) 就業等を理由に子どもを長期契約で認可外保育施設等に預けている方	・保育受託証明書（所定様式） ・契約書の写し及び直近の保育料の領収書の写し等 過去1年間のうちに切れ目なく複数の施設に預けている場合は、施設ごとの証明が必要です。
(2) 育児休業等から復職した方	・復職証明書（所定様式）
(3) 自営（中心者）の方	・登記簿謄本、開業届、営業許可証のうちいずれか1つの写し ・前年1年分の収入がわかるもの等の写し（確定申告書第一表及び第二表の写し等）
(4) ひとり親の方	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し ・ひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格がわかるものの写し（児童扶養手当証書等）
(5) 転職したが、前職との切れ目なく1年以上就労している場合	・前職の退職日が証明できるもの 前職の退職日の翌日から就労していることが条件となります。
(6) 申請児の兄弟姉妹に障害児がいる場合	・身体障害者手帳の写し ・愛の手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し
(7) 65歳未満の祖父母が同居し、その祖父母が就労・疾病・介護等を理由に保育の援助ができない場合	・祖父母の直近の給与明細書の写し（就労の場合）直近1か月分 ・医師の診断書（疾病の場合） ・被介護者の介護保険証の写し（介護の場合） 等
(8) 出産に該当する方で、育児休業を取得せずに復職する方	・育児休業を取得せずに復職する旨の誓約書
(9) 就学に該当する方で、大学の研究機関等で無報酬で研究している方等	・大学等が発行した就労証明書等で就労状況等を証明できるもの ・国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できるもの
(10) 保育施設の廃業等で継続利用ができない方	・保育施設の廃業等で継続利用することができないことを証明できるもの ただし、週4日以上又は月160時間以上の利用契約を月極め若しくは年間で締結していることが必要です。
(11) 2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない方	・2歳児までしか在園することができない保育施設の受託証明書 ・2歳児クラスから3歳児クラスへの継続利用が施設の事情によりできないことを証明できるもの ただし、いずれも週4日以上又は月160時間以上の利用契約を月極め若しくは年間で締結していることが必要です。
(12) 保育を必要とする要件が就労の方で、障害等をお持ちの方	・身体障害者手帳の写し ・愛の手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・マル都医療券の写し（特殊疾病） ・特定疾病療養受療証の写し（特定疾病） 等
(13) 育児休業を取得して、入所希望児童を家庭で保育している方	・育児休業の取得状況が記載してある就労証明書 ・育児休業証明書 等
(14) 保育士として就労している方	・保育士証の写し

7. 申込にあたっての注意事項

(1) 希望保育所等について

希望する保育所等に入所できるかどうかは、他の方の申込状況に大きく左右されます。

- ・ 募集数（空き状況）に左右されず、入所したい順番で、できるだけ多く（最大6施設・事業まで）記入することをお勧めします。
- ・ 希望保育所等を多く書いたことによって入所利用調整の際に不利になることはありません。
- ・ 第1希望のみ記入した方に優先的に入所の内定が出ることはありません。
- ・ 保育所及び認定こども園は、保育標準時間認定（最大利用時間 11 時間）と保育短時間認定（最大利用時間8時間）の方がご利用できます。
- ・ 家庭的保育事業は、保育短時間認定（最大利用時間8時間）の方のみがご利用できます。
- ・ 小規模保育事業は、保育短時間認定の方のみがご利用できる施設と、保育標準時間と保育短時間認定の方が利用できる施設があります。
- ・ 転所希望の場合は、転所したい保育所等のみを記入してください。

※ 出生前に申込み場合は、以下のようなことがないように注意し、慎重に希望施設等を選んでください。

（注 1）平成 30 年1月2日以降に生まれ、内定した保育所等が産休明け保育を実施しない保育所等であった場合、内定取消になります。

（注 2）平成 30 年 2 月4日以降に生まれた場合、平成 30 年 4 月入所対象外となります。内定が出ていても内定取消になります。

(2) 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等について

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等は2歳児クラスまでの保育施設です。

卒園後に他の保育所又は認定こども園へ入所することを希望する場合には改めて申込が必要です。

(3) 提出書類について

- ・ 申込の有効期限内であっても、必要に応じて書類の追加提出や再提出を求める場合があります。
- ・ 利用調整に際し、発行された就労証明書の証明事項について不明な点がある場合は、就労先へ照会させていただくことがあります。
- ・ 下記のような家庭の状況に変更が生じる場合は必ず事前に子ども育成課までご連絡ください。事前に連絡がない場合、利用調整で不利になったり、入所内定取消や、入所後であれば退所になる場合があります。
 - ① 保育の利用希望がなくなった場合
 - ② 希望する保育所等を変更する場合
 - ③ 保護者の就労状況が変わる場合
 - ④ 住所や電話番号が変わる場合
 - ⑤ 家族構成が変わる場合
 - ⑥ その他要件等が変わる場合

利用調整は、提出していただいた書類を基に行います。書類の内容と実状が異なる場合は、内定取消又は退所となる場合がありますので、十分ご注意ください。

(4) 個人番号（マイナンバー）の確認について

入所申込の際に、窓口で個人番号の確認をします。申込に係る世帯全員の個人番号を確認できる書類（個人番号カード、通知カード等）及び本人確認書類（運転免許証、パスポート等）をご持参ください。

(5) 保育所等入所内定の辞退について

入所の内定を辞退した場合、辞退した保育所等は次の利用調整における希望保育所等から除かれます。再びその保育所等を希望したい場合には、申込の有効期限内に「変更届」による再申請が必要です。

下記の点にご注意ください。

- ・ 指定日時を過ぎて辞退した場合は、辞退した入所月を含めた3か月間（辞退した年度内）は利用調整対象から除外されます。また、優先項目指数でマイナス1が申込の年度中適用されます。

※次に待機をしている方へのご案内が遅れたり、ご案内が出来ない場合があるため、辞退される場合は期日の厳守をお願いします。

- ・ 一斉入所（1次利用調整及び繰り上げ）においては転所申請の入所内定の辞退はできません。（もとの施設に在園し続けることもできません。）家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等の在園児が認可保育所へ転所申請をする場合も同様です。（ただし、2次利用調整及び5月1日以降の年度途中の転所内定は辞退できます。）

(6) 申込の無効について

以下の場合には、申込の無効又は取下げしたものとみなしますのでご注意ください。

- ・ 申込書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ・ 市の状況調査に協力しない場合
- ・ 住所、家庭状況、就労状況その他申込書類の記載内容に変更が生じるにもかかわらず、それを申告しなかった場合
- ・ 申込の有効期限を経過したとき
- ・ 武蔵野市外に転出したとき

(7) 育児休業中の方が申込をされる場合は…

育児休業中に申請される方は、入所後 1 か月以内に復職することが条件となります。

（例 4月1日入所の場合は5月1日までに復職）

- ※ 就労証明書に育児休業の1か月以内の切り上げが可能である旨の記載がある場合は、利用調整対象となります。
- ※ 復職とは、産前産後休暇や育児休業を取得している勤務先に、産前産後休暇や育児休業取得前と同じ条件（雇用形態・就労日数・就労時間等）で復帰して就労することを意味します。
- ※ 復帰予定日が土日・祝日のため復職が遅れる場合は、直近の翌営業日までに復職することが条件となります。
- ※ 1日2時間を超える育児時間（短時間勤務）等を取得する場合は、原則として、その超える時間を就労契約時間から除きます。

下記の場合には、下の子の育児休業中であれば、1か月以内に復職する必要はありません。

1. 市内及び市外の認可保育所又は地域型保育事業から転所した場合
2. 地域型保育事業の卒園児が認可保育所等に入所した場合
3. 認可外保育施設からの転所児及び卒園児が認可保育所等に入所した場合

- ※ 上記1～3について、入所が決まった児童の下の子が1歳に達する日の前日まで、母親が育児休業を取得しながら在園できます。また、当該児童の下の子が保育施設に入所することができない等の理由により、保護者が育児休業の期間を延長する場合には、育児休業中に限り、在園することができます。

（８）就労予定や就労状況を変更する予定で申込をされる場合は・・・

変更予定がある場合は、事前に子ども育成課へご相談ください。

状 況	必要書類
就労の予定が決まっている方	・ 就労予定の就労証明書
現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方	・ 現在の就労状況の就労証明書 ・ 変更後の就労状況の就労予定証明書 計２枚

※ 就労予定の就労証明書はあくまでも『予定証明』です。予定どおり就労した、又は、就労状況を変更した際は、速やかにその旨の就労証明書を提出してください。

（９）育児時間（短時間勤務）を取得する場合は・・・

育児時間（短時間勤務）を取得される方については、２時間を超えて取得する場合は、原則として、その超える時間（例：３時間取得する場合は１時間分）を就労契約時間から除きます。

８．申込児童の利用調整について

武蔵野市では、公平・公正な利用調整を行うため、市長が定める利用調整方法（P20～26 参照）に基づき申込児童の利用調整を行います。大勢の申込児童の利用調整を行う４月一斉入所には、民生・児童委員による立合いのもとに利用調整会議を実施します。

※ 保育所等の定員はクラス年齢別に決まっているため、申込児童の利用調整はクラス年齢別に行います。

※ 兄弟姉妹で申込んでいる場合、別々の保育所等で内定が出る、又はひとりだけ内定が出るという可能性もありますので、あらかじめご了承のうえでお申込ください。

９．入所できなかった方は

入所を希望した最初の月のみ、申請者全員に利用調整結果通知書をお送りします。申込書の有効期限は平成 31 年 2 月 1 日入所利用調整までです。入所・転所が決まらない限り、毎月申込をし直す必要はありません。有効期限内であれば、希望保育所等に空きが出た場合に利用調整の対象となります。

10．市外の保育所等へ利用申込をする場合

（１）武蔵野市外に転出予定で、市外の保育所等へ入所希望の場合

先方の市区町村の申込締切日までに転出可能な方は、武蔵野市を介さず、転入後、直接申込むことをお勧めします。先方の市区町村の申し込み締め切り日時時点で、武蔵野市に住民登録がある場合の申込方法は以下のとおりです。

- ① 転出先の市区町村の保育担当課に連絡の上、申込締切日、必要書類、希望できる保育園の数や空き状況、入所までの日程等についてご確認ください。

※ 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等）を希望される場合、入所申請を受け付けているかご確認ください。

- ② 原則として、武蔵野市の申込書類で提出してください。
転出先の市区町村で指定がある場合は、その様式で提出してください。ただし、「支給認定申請書」については、必ず武蔵野市の様式で提出してください。

③ 必要書類を全て整えて、先方の市区町村の締切日に間に合うように、武蔵野市子ども育成課窓口で支給認定申請及び保育施設の利用申込をしてください。

※ 入所希望日までに転入予定がある旨の証明書（賃貸契約書や住居の売買契約書）の写しを添付することによって市民と同等に扱われることがあります。詳しくは転出先の市区町村にご確認ください。

※ 申請書類受付後、武蔵野市で手続きをしてから先方の市区町村に発送します。締切日までに先方の市区町村に書類が届いている必要がありますので、日程に余裕を持ってお申込ください。

④ 入所の可否に関わらず、転出後は、必ず先方の市区町村の保育担当課の窓口で、正式な認定申請及び利用申込を行ってください。

※ 転出後の正式な申込が行われないと、内定が取消される場合がありますので、転出先市区町村で転入手続きの後、速やかに保育担当課で手続きをしてください。

※ 入所日までに転入手続き及び保育担当課での手続きが完了しないと、内定を取消される場合がありますのでご注意ください。

（２）武蔵野市外に転出予定がなく、市外の保育所等へ入所希望の場合

市区町村によっては、利用申込の制限を行っている場合がありますので、希望される際には、先方の市区町村にお問い合わせの上、お申込ください。

11. 市外在住の方が武蔵野市内の保育所等へ利用申込をする場合

（１）武蔵野市に転入予定で、武蔵野市内の保育所等へ入所希望の場合

入所の前月末日までに転入し、武蔵野市への申込手続きを行うことを条件に利用調整を行います。

認定申請・利用申込先 … 現在お住まいの市区町村の保育担当課

認定申請・利用申込期間 … 武蔵野市の申込期間（現在お住まいの市区町村をとおして期間中に武蔵野市に必着。）

利用申込書類 … ① P13～14に記載のある申込書類一式を、武蔵野市の所定様式で提出して下さい。（申込書類は市のホームページでもダウンロードできます。）別途現在お住まいの市区町村で指定された書類がある場合には、あわせて提出してください。

② 転入誓約書（武蔵野市所定様式）

③ 売買契約書・賃貸契約書等、転入地及びその時期がわかる書類の写し

④ 住民税課税（非課税）証明書

・平成30年8月以前の入所希望の場合

⇒ 平成29年度住民税課税（非課税）証明書を提出

・平成30年9月以降の入所希望の場合

⇒ 平成30年度住民税課税（非課税）証明書を提出

※ それぞれの年の1月1日に住んでいた市区町村の証明書を提出してください。

（２）武蔵野市に転入予定がなく、武蔵野市内の保育所等へ入所希望の場合

武蔵野市民の利用調整後、2人以上の欠員がある場合にのみ利用調整の対象となります。なお、平成30年4月一斉入所において0歳児から3歳児クラスは申込受付をしていません。また、地域型保育事業は転入予定のない方の申込受付をしていません。

12. 市外転出後の継続通園について

(1) 手続き方法

武蔵野市内の認可保育所・認定こども園の在園児で、市外に転出した後も継続して当該施設に通園を希望する場合のお手続きは以下の通りです。

※ 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の地域枠（市の利用調整による入所受入枠）へ入所後、市外へ転出される場合には、退所となります。

- ① お手続き等をご案内しますので、子ども育成課までご連絡ください。
- ② 転出先市区町村の保育担当課等へ連絡し、武蔵野市の保育園に継続して通園するために必要な手続きを確認してください。
- ③ 在園施設へ退所届（施設にあります。）をご提出ください。その際、市外からの通園に関して、「引き続き市外より上記の保育園への通園を（希望する・希望しない）」の「希望する」に丸を付けてください。
- ④ 転出先市区町村で転入手続きが完了したら、必ず転出先の保育担当課で継続通園の手続きをしてください。手続きの方法、必要書類等については、転出先の市区町村にご相談ください。

(2) 継続通園のルール

武蔵野市内の認可保育所に市外から継続通園をするためには、下記の条件を満たす必要があります。

- ① 転出先市区町村で支給認定を受けていること
- ② 転出先市区町村の保育所等に入所ができていないこと

※継続通園を開始した年度の3月末までは、転出先市区町村に保育所等への入所申込をしなくても通園することはできますが、翌4月の入所申込は転出先の市区町村にしてください。転出先の保育所等に内定が出た場合には、そちらに入所していただきます。

4. 保育所等の利用調整方法について

◆利用調整基準の見直しについて

利用調整基準については様々な意見をいただきながら、毎年度見直しを行っているところですが、平成 30 年度につきましては、認可保育所 5 園、認証保育所 3 園の開設により、定員の拡充を図ることから、今年度は利用調整基準の大幅な変更は行いません。今後も入所状況や申込状況を踏まえ、公平で明確な基準作りを目指し、見直しを行っていきます。

1. 平成 30 年度の利用調整基準の主な変更点・新規取扱い事項

《主な変更点》

	区分	項目	基準指数 該当箇所	平成 30 年度	平成 29 年度
1	新規	内定辞退期限後に辞退した場合	4 表 優先項目 指数	利用調整で内定を受けたが、決められた辞退期限を過ぎて辞退・取下げをした場合に適用する。（-1）適用する期間は内定辞退・取下げを行った申込の年度中とする。 ※辞退した入所月を含めた 3 か月間（辞退した年度内）は利用調整対象から除外される。（現行通り継続）	なし
2	削除	就労状況要件外	2 表	なし	就労状況が 1 月 4 8 時間以上の条件を満たさない場合に、指数調整 -5 を適用する。

《新規取り扱い事項：地域型保育事業のあっせん》

○趣旨・目的

4 月一斉入所 2 次利用調整の内定が出なかった申込者を対象に、**地域型保育事業（小規模・家庭的・事業所内）**の定員の空きがあり、申込者がいない場合、あっせんの希望があった方に対して指数の高い順に案内をすることで待機児童の解消を図ります。

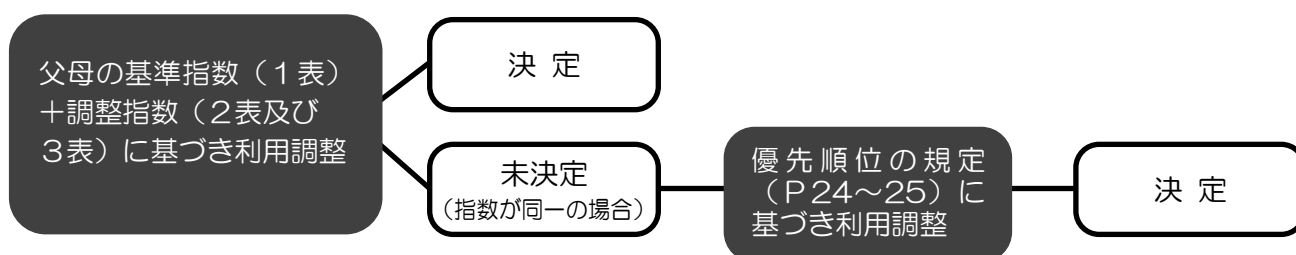
○対象・申込・調整方法

対象	申込	調整方法
既に申込を行い、待機中の方で、あっせんの申込期間中にあっせん希望の申込を行った方	子ども育成課窓口及びホームページ等であっせん対象の施設と申込方法を周知する。	あっせん希望の申込者のうち、指数の高い方から電話で案内を行う。

※障害児保育は対象外です。

※アレルギーについて、該当施設で対応が困難な場合は案内をしません。

2. 利用調整の基準指数表



1 表 武蔵野市保育所等利用調整の基準指数表

番号	類型	細 目		基準指数	
1	不存在	離婚、未婚、行方不明、死亡等		100	
2	災害	火災等による家屋の損壊その他災害復旧のために保育にあたることができない場合		100	
3	疾病、 傷病又 は心身 障害	疾病又は 傷病	入院（おおむね1月以上とし、入院予定を含む。）	100	
			常時病臥	100	
			入院を要する精神性疾患等（感染症、特殊疾病、特定疾病）	100	
			週1日以上以上の通院を要する精神性疾患等（感染症、特殊疾病、特定疾病）	95	
			月1日以上以上の通院を要する感染症等（特殊疾病、特定疾病）	90	
			精神性疾患	90	
			療養（週3日以上通院）	90	
			療養（週2日通院）	80	
			その他（上記以外の一般療養）	55	
		心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持	100	
身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級を所持	90				
その他（身体障害者手帳4級等を所持）	55				
4	看護又は 介護	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれに準ずる状態にある者、感染症若しくは特殊疾病である者又は要介護4・5の高齢者の看護若しくは介護をしている場合5の部の外勤の規定を準用する。ただし、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。			
		その他（上記以外の看護又は介護）		50	
5	就労	外勤	週5日又は 月20日以上 就労	1日、7時間45分以上の就労を常態とする。	100
				1日、7時間30分以上7時間45分未満の就労を常態とする。	95
				1日、7時間以上7時間30分未満の就労を常態とする。	90
				1日、6時間30分以上7時間未満の就労を常態とする。	85
				1日、6時間以上6時間30分未満の就労を常態とする。	80
				1日、5時間30分以上6時間未満の就労を常態とする。	75
				1日、5時間30分未満の就労を常態とする。	65
			週4日又は 月16日以上 就労	1日、7時間45分以上の就労を常態とする。	85
				1日、7時間30分以上7時間45分未満の就労を常態とする。	80
				1日、7時間以上7時間30分未満の就労を常態とする。	75
				1日、6時間30分以上7時間未満の就労を常態とする。	70
				1日、6時間以上6時間30分未満の就労を常態とする。	65
				1日、6時間未満の就労を常態とする。	60
				週3日又は 月12日以上 就労	1日、7時間45分以上の就労を常態とする。
		1日、7時間以上7時間45分未満の就労を常態とする。	60		
		1日、7時間未満の就労を常態とする。	55		
		その他	上記に掲げるもののほか、明らかに児童が保育を要すると認められる場合		50

番号	類型	細 目	基準指数
	自営 (中心者)	外勤に同じ。	
	自営 (協力者)	週5日又は 月20日以上 就労	1日、7時間45分以上の就労を常態とする。 95 1日、7時間30分以上7時間45分未満の就労を常態とする。 90 1日、7時間以上7時間30分未満の就労を常態とする。 85 1日、6時間30分以上7時間未満の就労を常態とする。 80 1日、6時間以上6時間30分未満の就労を常態とする。 75 1日、5時間30分以上6時間未満の就労を常態とする。 70 1日、5時間30分未満の就労を常態とする。 60
		週4日又は 月16日以上 就労	1日、7時間45分以上の就労を常態とする。 80 1日、7時間30分以上7時間45分未満の就労を常態とする。 75 1日、7時間以上7時間30分未満の就労を常態とする。 70 1日、6時間30分以上7時間未満の就労を常態とする。 65 1日、6時間以上6時間30分未満の就労を常態とする。 60 1日、6時間未満の就労を常態とする。 55
		週3日又は 月12日以上 就労	1日、7時間45分以上の就労を常態とする。 60 1日、7時間以上7時間45分未満の就労を常態とする。 55 1日、7時間未満の就労を常態とする。 50
		その他	上記に掲げるもののほか、明らかに児童が保育を要すると認められる場合 45
6	妊娠、出産	入所予定日が、出産予定日の約2月前から出産後2月程度までの間に該当する場合。ただし、就労中で産前産後休暇の期間が入所予定日にあたり、就労における指数が75以上の場合は、5の部の規定を適用する。	70
7	特例	就学、 職業 訓練等	5の部の外勤の規定を準用する。
		求職中	35
		その他	児童が虐待されるおそれがあると認められる場合又は配偶者から暴力を受けるおそれがあると認められる場合等、明らかに児童が保育を要すると認められる場合 1～150

- 《備考》
- 3の項に該当する場合は、医師の診断書等で通院頻度を確認する。
 - 3の項の規定の特殊疾病とは、国の指定難病と都単独の対象疾病の場合をいう。
 - 3の項の規定の特定疾病とは、介護保険法施行令及び国民健康保険法施行令の規定の場合をいう。
 - 5の項の規定は育児休業中の者も含む。
 - 5の項の就労時間の算定において、休憩時間1時間までを就労時間として含める。
 - 5の項の就労時間の算定において、育児時間（短時間勤務）を取得する場合、1日2時間までは就労時間とみなし、2時間を超える場合、その超える時間を就労時間から除く。
 - 5の項の就労時間の算定において、原則として、時給又は東京都の最低賃金で収入を割り返した勤務時間とする。
 - 5の項の就労時間の算定において、産前休暇前に悪阻等の体調不良により、勤務時間が減少した場合は、産前休暇前の半年間の内、就労時間の多い月の実績を適用できる。
 - 5の項の規定の自営（中心者）とは、父又は母が、自ら又は一方の保護者が経営する事業所で就労をしている者で、勤務の日数及び時間に対して妥当な収入を得ているとき又は登記簿謄本、開業届、営業許可証等により当該経営の代表者であることを証明することができる者をいう。所得がない場合は、「損益計算書（青色申告）」で収入を確認できれば、就労実績として適用する。
5の項の規定の自営（協力者）とは、上記「自営（中心者）」以外の者をいう。
 - 6の項で、産前産後休暇の期間が入所予定日にあたる場合については、就労証明書等により、産前産後休暇の確認が取れる場合に適用する。

2表 保護者それぞれにかかわる調整指数表

	調整指数	名称	適用要件
A	－5	親族経営	父又は母の3親等内の親族が経営する事業所で就労をしている場合に適用する。ただし、当該就労の実績が給与明細等で証明できるときを除く。
B	－2	就労等状況変更予定	就労又は就学、職業訓練等を行っている父又は母について、その児童の保育所等入所予定日までに当該就労又は就学、職業訓練等の状況に変更の予定があり、当該変更により基準指数が増加する場合に適用する。
C	－10	就労等予定	無職の父又は母が、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに就労又は就学、職業訓練等を開始する予定がある場合に適用する。
D	－20	就学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に通学するため、外出を常態としている場合に適用する。
E	－10	職業訓練	国、都道府県又は市区町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合に適用する。
F	－20まで	証明内容不整合	証明書に記載された雇用条件と勤務実績とに相当の差異がある等証明書の内容と就労実態に不整合がある場合に適用する。
G	－5	産前産後休暇	1表の6の部の規定で5の部の規定を適用する場合に適用する。ただし、別に定める誓約書（育児休業を取得せずに復職する旨を誓約する。）を提出した場合は適用しない。

- 《備考》 1 Bの項又はCの項の規定についてひとり親の場合は、適用しないものとする。
- 2 Bの項の規定（就学、職業訓練等に関する部分に限る。）又はCの項の規定を適用する場合は、Dの項及びEの項の規定を併せて適用する。
- 3 Dの項の規定について、大学等の研究機関において無報酬で研究等を行っている場合、大学等が発行した就労証明書等で就労状況等を証明できる場合は適用しないものとする。また、国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できる場合についても適用しないものとする。

3表 世帯にかかわる調整指数表

	調整指数	名称	適用要件
I	未納1か月につき －10	保育料滞納	入所申請月において保育料の滞納がある場合にそれぞれの滞納月数に乗じて適用する。ただし、納付誓約書を子ども育成課に提出しており、当該納付誓約書どおりに納付されることを確認できるときを除く。
J	－3	同居祖父母あり	児童と65歳未満の祖父母が同居している場合に適用する。ただし、当該祖父母が、就労をしていること、要介護者、障害者等であること、要介護者、障害者等の介護をしていること等の理由により、児童の保育にあたることができないことを証明できるときを除く。
K	＋6	ひとり親	保護者がひとり親又はひとり親家庭のための手当等を受給している場合に適用する。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいるときを除く。
L	＋25	育児休業取得による退所後の再申込	育児休業取得により市内認可保育所（地域型保育事業を除く。）を退所し、家庭で保育している児童が育児休業明けに再入所を申込み場合に適用する。（退所月から入所月まで1年以上経過している場合のみ。）再入所申込児童の弟妹も適用する。
M	＋10	2歳児までしか在園することができない地域型保育施設の卒園児	2歳児までしか在園することができない市内の家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の地域枠（市の利用調整による入所受入枠）を卒園する児童が、入所を申し込む場合に適用する。（4月入所のみ。）
N	＋5	施設の廃業等で継続利用ができない児童	市内又は市外の保育施設が廃業する等の理由により継続して利用することができない場合に適用する。ただし、週4日以上又は月160時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、保育施設の事情で継続契約ができないことを証明できる場合に限る。（4月入所のみ。）
O	＋3	2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない児童	2歳児までしか在園することができない市内又は市外の保育施設（企業主導型保育事業及び武蔵野市認定グループ保育室を含む。）を利用している場合、又は3歳児以降の保育定員がある保育施設においても、2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない場合に適用する。ただし、週4日以上又は月160時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、施設が継続契約をしないことを証明できる場合に限る。（4月入所のみ。）

- 《備考》 1 Jの項の同居とは、丁目、番、号まで（集合住宅は号室まで）一致しているものをいう。
- 2 父及び母のいずれもJの項の規定に該当するときは、いずれかについてのみ適用する。
- 3 Mの項又はOの項の規定については、いずれかの項についてのみ適用する。

最終実施指数が同一である場合の優先順位

第1順位 既に認可保育所に在園している児童で、その兄弟姉妹が当該児童と異なる認可保育所に在園している児童。（地域型保育事業は対象外）

第2順位 4表に掲げる優先項目指数の合計数の大きい児童

4表 優先項目指数表

	優先項目指数	名称	適用要件
あ	+1	就労実績1年以上	入所予定日において、保護者が引き続き1年以上就労している場合に適用する。転職する場合には、前職退職日から切れ目なく転職先で就労が開始されることを確認できる場合に適用する。
い	+1	単身赴任	勤務先による就労証明書において、単身赴任期間の記載があり、入所予定日に単身赴任中である場合に適用する。
う	+2	多子世帯 (未就学児童)	入所予定日において、未就学児童（平成24年4月2日以降に生まれた児童）が3人以上いる世帯に適用する。ただし、未就学児童の適用は各入所月の利用調整会議の日において、武蔵野市に住民登録がある場合に限る。
え	+1	多子世帯 (小学3年生以下の児童)	入所予定日において、小学3年生以下の児童（平成21年4月2日以降に生まれた児童）が3人以上いる世帯で、かつ、未就学児童が2人いる場合に適用する。ただし、小学3年生以下の児童の適用は各入所月の利用調整会議の日において、武蔵野市に住民登録がある場合に限る。
お	+2	双子以上の 兄弟姉妹有	入所予定日において、申請児（転所申請は除く。）の他に入所申請（転所申請は除く。）している双子以上の兄弟姉妹がいる場合に適用する。
か	+1	兄弟姉妹有	入所予定日において、申請児（転所申請は除く。）の他に入所申請（転所申請は除く。）している兄弟姉妹がいる場合に適用する。
き	+2	認可外保育施設 1年以上利用	入所予定日において、保護者が現に就労等を理由に、有料の認可外保育施設等を引き続き1年以上の期間利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する。ただし、利用予定は、含まないものとする。
く	+1	認可外保育施設 利用	入所予定日において、保護者が現に就労等を理由に、有料の認可外保育施設等を引き続き1月以上の期間利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する。ただし、利用予定は、含まないものとする。
け	+2	保護者が障害者 等	基準指数の算定にあたり1表 5の部の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳1～3級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持しているか、感染症、特殊疾病若しくは特定疾病の場合に適用する。
こ	+1	保護者が障害者 (身体障害者手帳 4・5級所持)	基準指数の算定にあたり1表 5の部の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳4・5級を所持している場合に適用する。
さ	+2	兄弟姉妹障害児	基準指数の算定にあたり保護者のいずれもが1表 4の部の適用を受けていない場合で、申請児の兄弟姉妹に障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を所持する障害児がいる場合に適用する。
し	+1	保護者が保育士	入所予定日において、市内又は市外の認可保育施設、認証保育所又は武蔵野市認定グループ保育室で、保護者が保育士（有資格者）として勤務していて、保育士証の写しを提出して確認ができる場合に適用する。
す	+2	育児休業取得 1年以上	入所予定日において、保護者が1年以上育児休業を取得している場合に適用する。また育児休業を1か月以上取得し、育児休業を切り上げて復職し引き続き認可外保育施設を1か月以上利用した場合、産後休業取得日から入所予定日までの期間が1年を超える場合には適用する。 上記については、就労証明書、育児休業等証明書等の提出により、育児休業を取得できることを確認できる場合に限る。
せ	+1	育児休業取得	入所予定日において、保護者が1月以上育児休業を取得した場合に適用する。ただし、就労証明書、育児休業等証明書等の提出により、育児休業を取得できることを確認できる場合に限る。
そ	-1	内定辞退期限後 に辞退した場合	利用調整で内定を受けたが、決められた辞退期限を過ぎて辞退・取下げした場合に適用する。適用する期間は内定辞退・取下げを行った申込の年度中とする。
た	+1	市内在住者	申込日において、父又は母の住民票がある場合に適用する。

- 《備考》 1 (あ)の項の規定については、父母のいずれにも加算し、その他の項の規定については世帯に対して加算する。
- 2 (お)の項又は(か)の項の規定、(き)の項又は(く)の項の規定、及び(す)の項と(せ)の項の規定については、いずれかの項についてのみ適用する。また、(き)の項又は(く)の項が適用された場合は(す)の項又は(せ)の項は適用しない。その逆も同様とする。（最も高い指数の項を適用）
- 3 (し)の項は、就労証明書・保育士証で、保育士（有資格者）として勤務していることが確認できる場合に限り適用する。
- 4 (す)の項又は(せ)の項について、育児休業取得期間の算定には、産後休業後に引き続き育児休業を取得する場合には、産後休業期間も含む。

- 第3順位 生活保護受給世帯に属する児童
- 第4順位 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い世帯に属する児童
- 第5順位 虐待されるおそれがあると認められる児童又は配偶者から暴力を受けるおそれがあると認められる世帯に属する児童
- 第6順位 障害を有する児童（障害者手帳を所持している場合）
- 第7順位 住民税課税額の低い世帯に属する児童（利用調整会議の日現在）
- 第8順位 収入額の低い世帯に属する児童（利用調整会議の日現在）

《特例調整》

・ 特例調整の概要と目的

概要：市内認可保育施設で兄弟姉妹別々在園（内定）している児童の解消のために、平成 29 年度入所から導入。

目的：これまで施設に空きが出ない限り、利用調整を行えなかったところを在園児童（内定児童）同士での交換調整を行えるようにする。

・ 要件・調整方法

項 目	対象・要件	調整方法
在園児童（内定児童） 同士の交換調整	以下の要件を全て満たす児童 ① 市内認可保育施設に在園（内定）している。 ② 調整を行う時点で、転所申請をしている。	① 在園（内定）施設と第1希望の施設で、同じ学年で交換が成立する児童を抽出する。 例：北町保育園在園・第1希望吉祥寺保育園で転所申請している1歳児⇔吉祥寺保育園在園・第1希望北町保育園で転所申請している1歳児 ② 抽出した児童のうち、競合する児童がいる場合には、最優先は兄弟姉妹で別々在園となっている児童とする。以降は利用調整基準に準じる。 ③ 交換できる児童が特定した後、それぞれの保護者に連絡を入れ意向確認を行う。ここで両者とも交換に応じたいとなった場合には、交換成立としそれぞれの施設に連絡を取り、転所に必要な案内を行う。

※ 平成 30 年度入所については、平成 30 年 4 月 2 次利用調整から毎月実施する。

《利用調整の計算例》

P21～23 の1表、2表、3表に基づいて最終実施指数を決定し、順位をつけます。最終実施指数が他世帯と同一の場合のみ、P24～25の優先順位まで進み決定します。

下の例では、【世帯B】よりも【世帯A】の方が、利用調整順位は上位となります。（優先指数は【世帯B】の方が高いが、最終実施指数は【世帯A】の方が高いため。）

世帯A

父 週5日、1日7時間45分以上の就労（休憩時間1時間含む）・・・基準指数 100

母 週5日、1日7時間45分以上の就労（休憩時間1時間含む）・・・基準指数 100

（調整指数なし）

最終実施指数 200

父が現在の勤務先で引き続き1年以上就労している +1

入所予定日において育児休業を1年以上取得する +2

申込日において市内在住 +1

優先指数 4

世帯B

父 週5日、1日7時間45分以上の就労（休憩時間1時間含む）・・・基準指数 100

母 週5日、1日7時間45分以上の就労予定（休憩時間1時間含む）・・・基準指数 100

（調整指数あり）

（母）就労等予定・・・調整指数 -10

最終実施指数 190

父が現在の勤務先で引き続き1年以上就労している +1

申請児の他に新規入所申請をしている兄弟姉妹がいる +1

入所予定日において育児休業を1年以上取得する +2

申込日において市内在住 +1

優先指数 5

《就労要件の指数決定方法について》

「就労」要件の指数決定の際、就労証明書に記載された勤務時間に見合った収入がない場合には、東京都の最低賃金 932 円（平成 29 年 9 月現在）で収入を割り返して、勤務時間を算出します。

※ 産前休暇前に悪阻等の体調不良により、勤務時間が減少した場合は、産前休暇前の半年間の内、就労時間の多い3か月分の給与明細を提出して下さい。

※ 東京都の最低賃金の改定が行われた場合、割り返し計算に用いる最低賃金額も変更します。

例 就労証明書に記載された勤務日数が週5日（月20日）、勤務時間が一日8時間で収入額が100,000円の場合。

$$\begin{aligned} 100,000 \text{ 円/月} &\div 932 \text{ 円/時間} = \text{約 } 107 \text{ 時間 } 17 \text{ 分/月} \\ 107 \text{ 時間 } 17 \text{ 分/月} &\div 20 \text{ 日/月} = \text{約 } 5 \text{ 時間 } 21 \text{ 分} \\ 5 \text{ 時間 } 21 \text{ 分} &+ \text{休憩 } 1 \text{ 時間} = \text{約 } 6 \text{ 時間 } 21 \text{ 分} \end{aligned}$$

⇒ 週5日で1日6時間以上、6時間30分未満の就労なので、基準指数は75点が適用されます。

《妊娠・出産要件の考え方》

出産予定のある月及びおおむねその前後2か月は、「妊娠・出産」要件での利用調整を行います。

※ 就労中で産前産後休暇の期間が入所予定日に当たる場合で、就労における指数が75を超える場合は、就労要件で指数を算定したうえで、調整指数-5を適用します。

5. 保育所等の入所が決まったら

1. 保育の利用期間について

保育の利用期間（保育所等を利用できる期間）は、小学校就学始期までの間で子どもに保育が必要な期間（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等は2歳児クラス卒園まで）となりますが、次の場合はそれぞれ別の保育の利用期間が設定されます。

育児休業中	2か月以内（ただし、入所日から1か月以内に復職することが条件です。） ※復職後、<u>2週間以内</u>に『<u>復職証明書</u>』を保育所等に提出された場合には期間を延長します。 【ご注意】以下の場合は、入所後であっても退所となりますので、十分ご注意ください。 ・入所日から1か月以内に復職できない場合 ・復職後2週間以内に復職証明書を提出しない場合 ・就労日数や就労時間に変更になる場合 ※下の子の育児休業中でP16（7）下枠に該当する場合は、1か月以内に復職する必要はありません。
就労予定 ・ 就労状況変更予定	2か月以内 ※就労開始又は就労変更後、<u>2週間以内</u>に、『支給認定変更申請書兼申出書』及び就労開始した又は状況を変更した旨の『就労証明書』を保育所等に提出された場合には期間を延長します。 【ご注意】以下の場合は、入所後であっても退所となりますので、十分ご注意ください。 ・保育所等の入所月中に就労の開始・変更ができない場合 ・申請時に提出した書類と就労事業所が変更となる場合 ・申請時に提出した書類と就労時間又は日数が異なる場合 ・就労開始・変更後、2週間以内にそれを証明する新たな就労証明書を提出しない場合
求 職 中	おおむね3か月以内 ※『支給認定変更申請書兼申出書』及び就労を開始した旨の『就労証明書』を保育所等に提出された場合には期間を延長します。 【ご注意】おおむね3か月以内に就労証明書を提出できない場合は退所となりますので、十分ご注意ください。
妊娠・出産	出産月を含めた前後おおむね2か月（計約5か月間） ※多胎出産の場合は、出産後おおむね4か月（計約7か月間）
疾病・介護・ 災害・虐待・ DVのおそれ	それぞれの事由が終了するまでの期間
就学・ 職業訓練	在学・通所期間

《ご注意ください！》

入所後、保育を必要とする事由がなくなった場合には、その月をもって退所となります。

2. 保育時間（基本保育時間・延長保育時間）について

【市立園・子ども協会園の場合】

◎開 所 時 間： 7 時 30 分 から 19 時 15 分 まで

◎基本保育時間： 8 時 30 分 から 16 時 30 分 まで

※ 保護者の就労の実態や通勤時間を考慮して、必要な子どもには基本保育時間に加えて早朝保育・夕方保育・延長保育を下記のとおり実施しています。

※ 早朝保育・夕方保育・延長保育を希望する場合は、入所後に直接保育所へご相談ください。

※ 保育時間は、子どもの月齢や保護者の就労状況によって保育所が決定します。

※ 日曜日・祝日は休園です。

※ 年末年始は原則休園です。ただし、12 月 29 日・30 日は、年末保育を行います。詳しくは P 34 をご参照ください。

	早朝保育 7:30~8:30	基本保育 8:30~16:30	夕方保育 16:30~18:30	延長保育 18:30~19:15
満 3 か月未満	×	保育標準時間の利用可能時間 (この範囲内で最大 8 時間 30 分まで) 保育短時間の利用可能時間	17:00 まで	×
満 3 か月以上 ～満 1 歳未満		保育標準時間の利用可能時間 (この範囲内で最大 10 時間 30 分まで) 保育短時間の利用可能時間	18:00 まで	×
満 1 歳以上		保育標準時間の利用可能時間 (この範囲内で最大 11 時間まで) 保育短時間の利用可能時間	18:30 まで	別料金 利用可能

※ 上表はあくまで月齢・年齢別の利用可能時間であり、実際の保育時間は子どもの月齢や保護者の就労状況等に基づき、保育施設との面談で決定します。

※ 延長保育については満 1 歳以上から利用可能です。ただし、各保育所の定員の枠内で、園長面談の上決定します。利用には申請が必要です。申請に基づき市又は子ども協会が承認します。また、利用には別途延長保育料が必要となります。

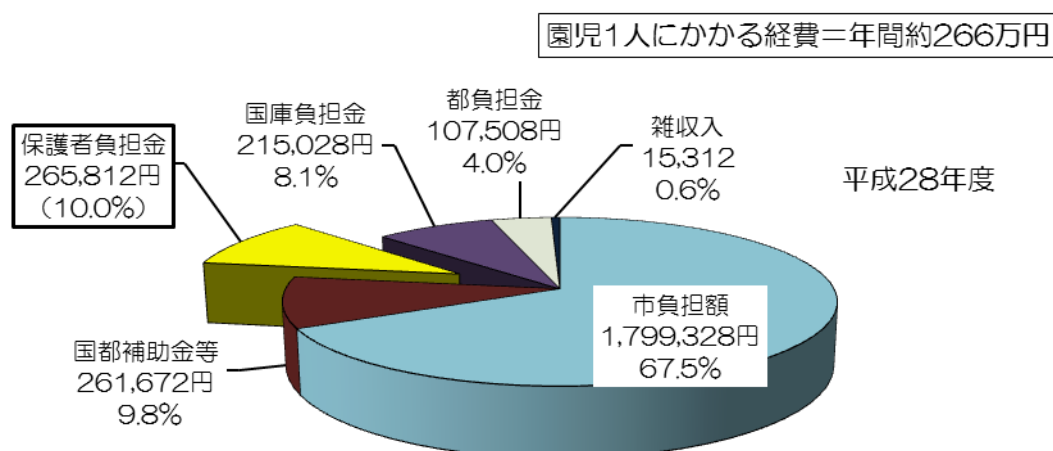
※ 土曜日の保育については、保育所と相談のうえで決定します。(最大 18 時 30 分まで)

【民間園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等）の場合】

⇒ P 53 以降の各保育所等の紹介ページを参照していただくほか、直接各保育所等へお問い合わせください。

3. 利用者負担額（保育料）について

- ※ 利用者負担額（保育料）は扶養義務者（父母）の市区町村民税所得割額（ただし、調整控除を除き税額控除は適用しません。）の合計に応じて決定します。
- ※ 認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等）の利用者負担額（保育料）についても、市が決定します。（徴収は施設が行います。）
- ※ 住民税の賦課決定時期が6月となり、直近の所得の状況を反映させる観点から、利用者負担額（保育料）の切り替え時期は、9月とします。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市区町村民税所得割額により利用者負担額（保育料）を決定します。）
- ※ 毎月1日に保育所等に在籍がある場合は、利用の有無にかかわらず、その月分の利用者負担額（保育料）を納めていただきます。（日割りはいりません。）



武蔵野市の保育所入所児童1人あたりにかかる経費は、平成28年度実績で、年間約266万円です。このうち保護者にお支払いいただく保育料は10.0%です。国・東京都の負担金・補助金等は22.5%で、残りの67.5%は市が負担しています。

利用者負担額（保育料）は、保育所等の健全な運営のための大切な財源となります。納期限までに必ずお支払いください。

《保育料の減免制度について》

同一世帯に2人以上の支給認定子どもがいる場合、または、同一世帯で2人以上の就学前児童が、保育所・地域型保育事業・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部に入所または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合、利用者負担の額は、最年長の児童（第1子）は右表利用者負担額の全額、その下の児童（第2子）は2分の1、第3子以降については無料となります。ただし、第1子が成長し就学した場合は、それまで第2子だった児童を第1子とし、第3子以降順に繰り上がります。

平成28年4月より、国が実施する「平成28年幼児教育の段階的無償化に向けた取組」に基づき、下記のとおり保育料の負担軽減を行っています。（延長保育は該当しません。）

（1）多子世帯の保育料負担軽減

市区町村民税所得割額57,700円未満の世帯については、第1子の年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料については無料になります。

（2）ひとり親世帯・同一世帯に在宅障害児(者)がいる世帯等への保育料負担軽減

市区町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯及び同一世帯に在宅障害児(者)がいる世帯等については、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は無料になります。

《みなし寡婦控除について》

婚姻歴のないひとり親世帯において、武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用申請のあった世帯については、利用者負担額（保育料）の算定において寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。該当する場合には、子ども育成課までご連絡ください。

認可保育所・認定こども園(2号3号認定子ども)・地域型保育事業の利用者負担額

単位：円

各月初日において保育を受ける 子どもの属する世帯等の階層区分			利用者負担の月額 (上段が保育標準時間認定、下段が保育短時間認定の金額)			
階層区分	定 義		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
A	生活保護世帯等又は里親である支給認定保護者		0	0	0	0
			0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市区町村民税非課税世帯		0	0	0	0
			0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市区町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの		2,500	2,300	2,000	1,900
			1,800	1,600	1,400	1,300
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市区町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,700 4,800	5,600 4,000	4,500 3,200	4,400 3,200
D2		48,600円以上 52,100円未満	8,500 6,100	7,000 5,000	5,600 4,000	5,500 4,000
D3		52,100円以上 66,500円未満	10,500 7,600	8,600 6,200	6,600 4,800	6,500 4,700
D4		66,500円以上 84,500円未満	12,500 9,000	10,300 7,400	7,800 5,600	7,600 5,500
D5		84,500円以上 97,000円未満	15,000 10,900	12,200 8,800	9,200 6,600	9,000 6,500
D6		97,000円以上 139,000円未満	17,000 12,300	14,000 10,100	10,300 7,400	10,000 7,200
D7		139,000円以上 159,000円未満	19,000 13,800	15,700 11,400	11,500 8,300	11,000 8,000
D8		159,000円以上 169,000円未満	23,000 16,700	19,600 14,200	13,000 9,400	12,800 9,300
D9		169,000円以上 204,000円未満	27,000 19,600	24,000 17,400	15,000 10,900	14,800 10,700
D10		204,000円以上 229,000円未満	31,500 22,900	28,500 20,700	16,500 12,000	16,000 11,600
D11		229,000円以上 244,000円未満	35,500 25,800	33,000 24,000	18,000 13,000	17,500 12,700
D12		244,000円以上 259,000円未満	39,500 28,700	37,000 26,900	20,500 14,900	20,000 14,500
D13		259,000円以上 271,000円未満	43,500 31,600	40,500 29,400	23,000 16,700	22,500 16,300
D14		271,000円以上 281,000円未満	46,800 34,000	43,500 31,600	25,000 18,100	24,500 17,800
D15		281,000円以上 291,000円未満	50,000 36,300	46,500 33,800	28,000 20,300	27,000 19,600
D16		291,000円以上 301,000円未満	53,700 39,000	50,000 36,300	30,000 21,800	29,000 21,000
D17		301,000円以上 353,000円未満	56,000 40,700	52,000 37,800	31,500 22,900	30,000 21,800
D18		353,000円以上 383,000円未満	58,500 42,500	54,000 39,200	32,500 23,600	31,000 22,500
D19		383,000円以上 397,000円未満	63,500 46,100	58,000 42,100	34,500 25,000	32,500 23,600
D20		397,000円以上 475,300円未満	66,500 48,300	60,000 43,600	36,000 26,100	34,000 24,700
D21		475,300円以上 600,600円未満	69,500 50,500	62,000 45,000	37,500 27,200	35,000 25,400
D22		600,600円以上 782,400円未満	73,000 53,000	65,500 47,600	38,500 28,000	36,300 26,400
D23		782,400円以上 964,200円未満	76,000 55,200	68,000 49,400	40,000 29,000	37,800 27,400
D24		964,200円以上	79,000 57,400	71,000 51,600	43,000 31,200	39,500 28,700

4. 利用者負担額（保育料）の支払い方法について

《保育所の場合》

利用者負担額（保育料）の支払方法には、**口座振替**による支払いと**納入通知書**による支払いの2種類があります。

口座振替をご利用いただければ、金融機関へ毎月行く手間が省け、また**お支払い忘れも防げて大変便利です**。ぜひご利用ください。

【口座振替】

① 口座振替申込手続	「口座振替依頼書」(3 枚複写) に必要事項を記入し、預金通帳・使用印鑑をお持ちのうえ取扱金融機関店舗の窓口へ提出してください。		
② 取扱店舗・口座	ゆうちょ銀行 みずほ銀行 りそな銀行 中央労働金庫 山梨中央銀行	三菱UFJ銀行 三井住友銀行 きらぼし銀行(旧八千代銀行・旧東京都民銀行・旧新銀行東京) 多摩信用金庫 大東京信用組合	三菱UFJ信託銀行 三井住友信託銀行 西武信用金庫 都内各農業協同組合
③ 振 替 日	※上記金融機関の本支店口座(国内)が対象です。 ※平成30年5月1日時点の取扱金融機関です。		
	・原則月末となります。 ・月末が休日の場合は翌営業日。ただし、年度末は年度内の営業日です。		

※ 兄弟姉妹の在園等で、すでに口座振替を利用している（していた）場合は、新入所児童についても、自動的に同じ口座からの引き落としとなります。改めて口座振替の申込をする必要はありません。

【納入通知書】

毎月15日頃、「利用者負担（保育料）納入通知書」を送付しますので、月末までに「利用者負担（保育料）納入通知書」に記載してある納入場所（金融機関・ゆうちょ銀行・市役所・市政センター）でお支払ください。納入手続の受付時間については、事前に納入場所へご確認ください。手続きの際には、「利用者負担（保育料）納入通知書」は切り離したりせず、そのままお支払いの窓口へお持ちください。

《認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等）の場合》

施設ごとの徴収となります。詳細は各施設等にお問い合わせください。

5. 入所後の各種手続きについて

※各種書類等は直接保育所等にお求めください。入所後も家庭の状況に変更が生じる場合は、必ず届けが必要です。

異動で職場が変わった方は…	『支給認定変更申請書兼届出書』を保育所等に提出してください。
下の子どもが生まれる前に… (産前産後休業を取得する場合は)・	『支給認定変更申請書兼届出書』を保育所等に提出してください。 産前産後休業を取得する方は『産前産後・育児休業等証明書』を保育所等に提出してください。(出産前では育児休業の記載があっても期間が決定していないので、育児休業を取得する場合は、出産後にあらためて証明書を提出してください。)
下の子どもが生まれた時は・	『支給認定変更申請書兼届出書』(世帯員増を記入)を保育所等に提出してください。育児休業を取得する場合は下記の通りです。
保護者が育児休業を取得する場合は…	『支給認定変更申請書兼届出書』(世帯員増を記入)及び『産前産後・育児休業等証明書』(出産後、期間が決定したもの)を保育所等に提出してください。 ※ 原則として生まれた子どもが1歳に達する日までは既に入所している子どもは継続して利用できます。生まれた子どもが1歳に達する日までに保育所等に入ることができず、育児休業をさらに延長せざるを得ない場合は、育児休業中に限り、在園することができます。また、当該在園児が転所した場合も同様とします。
市内で転居した方は…	『支給認定変更申請書兼届出書』を保育所等に提出してください。
・氏名が変わった方は… ・保護者が変わった方は…	『支給認定変更申請書兼届出書』を保育所等に提出してください。 ※ 婚姻により保護者が増加した場合は、加わった方の就労証明書と住民税課税(非課税)証明書も提出してください。 ※ 4～8月は平成29年度の証明書を、9月以降は平成30年度の証明書を提出してください。 ※ それぞれの年の1月1日に武蔵野市民だった方は不要です。ただし、課税・非課税状況を市が確認できない場合は手続きが必要です。
転職される方は…	①『支給認定変更申請書兼届出書』を保育所等に提出してください。 ②転職先が決定次第、『就労証明書』を提出してください。 ※ 転職するまでの期間はおおむね3か月以内です。
就労の状況(時間や日数等)が変わった場合は…	『支給認定変更申請書兼届出書』及び『就労証明書』を保育所等に提出してください。
保護者が育児休業から復職した場合は…	『支給認定変更申請書兼届出書』及び『復職証明書』を保育所等に提出してください。
転所を希望する方は…	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書等申込書一式を子ども育成課窓口に出してください。
市外へ転出する方は…	『退所届』を保育所等に提出してください。 ※ 市外に転出後も継続して通園を希望する場合、必要な条件や手続きがあります。(P19参照)なお、地域型保育事業は継続して通園することができません。
退所する場合は…	『退所届』を保育所等に提出してください。 ※卒園又は市内認可保育施設への転所をする場合は不要です。
保護者が退職する場合は…	・再就職の意思がない場合は、『退所届』を提出してください。 ※ その月の末日で子どもは退所となります。 ・再就職の意思がある場合は、『支給認定変更申請書兼届出書』の「就労状況の変更」欄に父又は母どちらかに○をし「退職日」をご記入の上、ハローワークカードの写し、若しくは『求職に関する誓約書』等を添付して保育所等に提出してください。 ※ おおむね3か月以内に再就職しない場合は、子どもは退所となります。
母親が妊娠・出産のために退職する場合は…	出産の前後おおむね2か月間は利用できますが、それ以降は… ・再就職の意思がない場合は、『退所届』を提出してください。 ※ 出産後おおむね2か月をもって子どもは退所となります。 ・再就職の意思がある場合は、ハローワークカードの写し、若しくは『求職に関する誓約書』等を、保育所等に提出してください。 ※ おおむね3か月以内に再就職しない場合は、子どもは退所となります。
保育を必要とする事由がなくなった場合は…	『退所届』を保育所等に提出してください。

6. 現況の確認について

(1) 保育を継続する要件があるかの確認

保育所等に入所してからも、毎年10～12月頃、翌年度からの保育を継続する要件があるか確認を行ないます。（その時期になりましたら保育所等から案内いたします。）

※ 現況の確認の結果、保育の必要性が認められない場合には、子どもは年度末をもって退所となります。

(2) 利用者負担額（保育料）の決定について

利用者負担額（保育料）は、住民税（市区町村民税所得割額）を基に決定します。

4月からの利用者負担額（保育料）⇒ 平成29年度の住民税課税状況により決定

9月からの利用者負担額（保育料）⇒ 平成30年度の住民税課税状況により決定

※ 毎年9月が保育料の切り替えの時期になります。

7. 保育所等での各種対応について

保育所及び認定子ども園では、子どもをお預かりする上で、以下の事項について統一した対応をとっています。地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等）については各施設へお問い合わせください。

◆ アレルギー食への対応について

保育所では、診断書（指示書）や検査結果、医師の食物療法の具体的な指示の基に、保護者の方の意向を伺ったうえで、保育所での食事や生活について、出来る範囲で対応しています。

ただし、どうしても対応できない場合は、ご自宅から代替品をお持ちいただくこともあります。

※子どもの症状により異なりますので、各保育所へお問い合わせください。

◆ 保育所における薬の取扱いについて

保育所では原則として薬は預からないことになっています。ただし、慢性疾患などで入所児童が薬の使用なしでは健康的な日常生活が過ごせない場合に限り、医師の処方した薬をお預かりしています。必要な方は入所時に各保育所にご相談ください。

◆ 子どもが病気のとき

微熱があるが機嫌が良く食欲があるなど状態が良い場合には保育の配慮をしながら経過を見ます。しかし、高熱や下痢の回数が多いとき、目の充血や目やにがひどいとき、また伝染性疾患の疑いがあるときなどは、保健室で安静にしたうえで保護者へ連絡をします。医療機関への受診をお願いします。

◆ 子どもが怪我をしたとき（事故に遭ったとき）

怪我・事故が起きたら、発生状況を確認し、応急処置を行います。受診の可否については、保護者に相談の連絡をします。

◆ 保育所における安全・防犯対策について

子どもが安心して園で過ごせるよう、施設面では“オートロック門扉”“非常通報装置”の設置や、その他にも様々な取り組みを行っています。

◆ 個人情報の取扱いについて

保育所では、個人情報保護規程を定め、利用者の皆さまの個人情報の保護に万全を尽くしています。

◆ ご意見・苦情について

各保育所での保育に関するご意見や苦情につきましては、各保育所の保育士・保育園長、市役所子ども育成課又は「市長への手紙」にて常時受け付けているほか、第三者機関として、武蔵野市福祉公社（吉祥寺北町1-9-1 2階 電話 23-1165）でもお受けしています。

6. 特別保育について

1. 産休明け保育

通常、保育所の入所対象児童は満3か月からですが、生後57日目からの産休明け保育を実施している保育所があります。

保 育 時 間：午前8時30分～午後5時（※施設によって異なります。）

実施保育所：市立園・・・南保育園・境保育園・境南保育園・吉祥寺保育園

民間園・・・武蔵野赤十字保育園・西久保保育園・精華第一保育園・
ありんこ保育園・精華第二保育園・まちの保育園吉祥寺・
ニチイキッズ武蔵野やはた保育園・武蔵境コスモ保育園・
グローバルキッズ武蔵境園・キッズガーデン武蔵野関前・
境南すみれ保育園・ういず吉祥寺第一保育園・
ういず吉祥寺第二保育園・マミー吉祥寺東保育園

※ 地域型保育施設でも産休明け保育を行っている施設があります。
各種保育施設の一覧ページ等でご確認ください。

2. 年末保育

通常、保育所は12月29日～1月3日は休園となりますが、保護者が就労等の理由により子どもの保育にあたれない場合、12月29日・30日は利用することができます。（日曜日は除く。）

保 育 時 間：午前7時30分～午後6時30分

実施保育所：市立保育園

対 象：保育所在園児

※ 申込状況によって実施保育所を決定しますので、普段利用している保育所と異なる保育所でお預かりする場合があります。

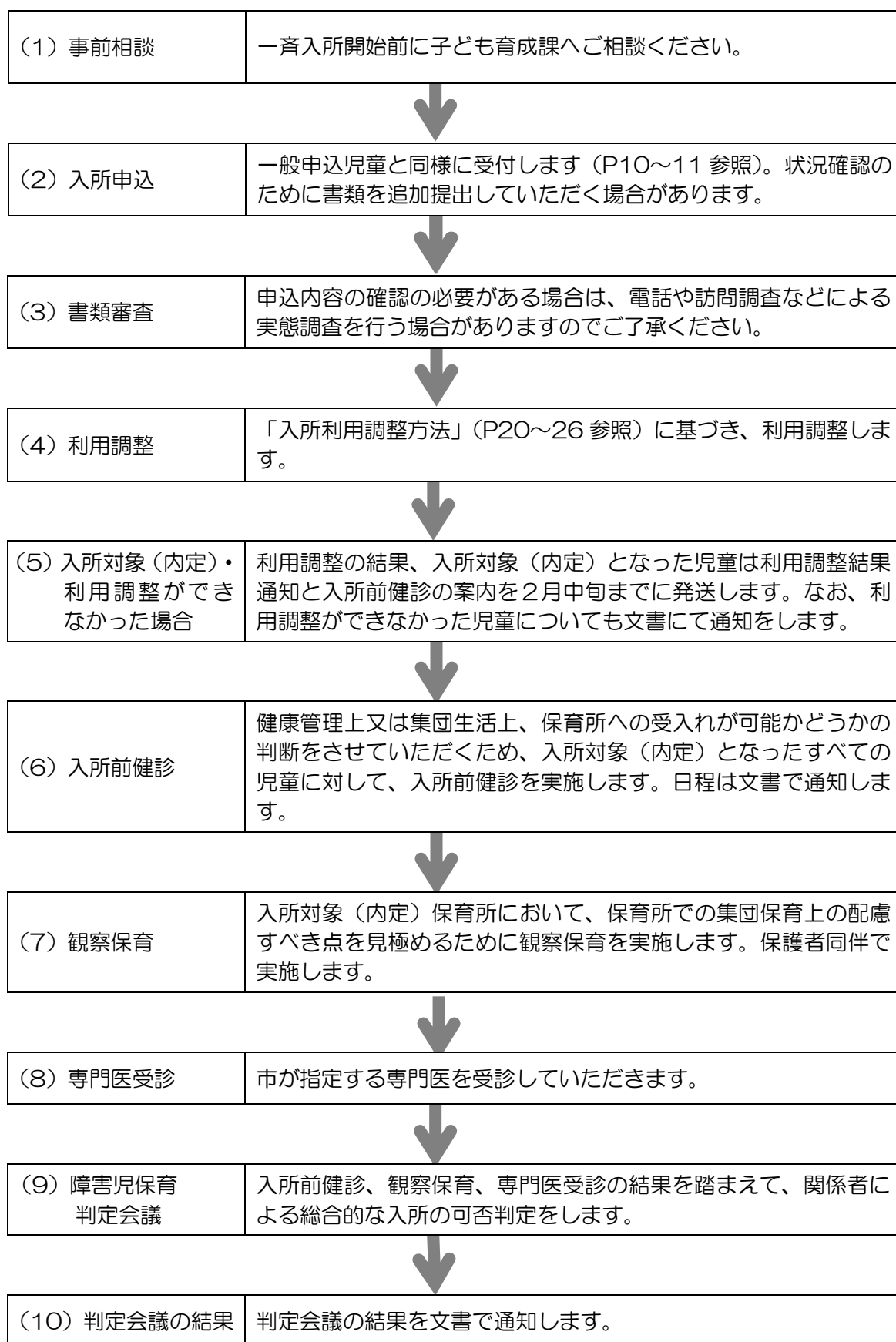
※ 西久保保育園、ふじの実保育園は、利用児童に限り年末保育を実施します。

3. 障害児保育（4月一斉入所）

障害はあるが集団・統合保育が可能な子どもを対象に、認可保育所及び認定こども園で障害児保育を行っています。入所を希望される場合は事前に子ども育成課へご相談ください。

対 象	<u>保護者の就労等で保育を必要とする</u> 0 歳児～就学前児童
受入人数	定員：各保育所在園児童を含む、おおむね2名まで。
利用調整	0 歳児クラス～3 歳児クラスの対象児：一般利用調整 4 歳児クラス、5 歳児クラスの対象児：優先入所枠あり
保育時間	基本保育時間：8時 30 分～16 時 30 分（原則：1 日8時間以内です。） ※就労等により長時間保育が必要な場合は、子どもの心身の状況により、各保育所で個別に保育時間を決定します。なお、長時間保育が不可の場合もあります。
保育内容	子どもの発達状況や個性をふまえながら、クラス集団の中でその子の成長を支援できるように配慮した保育を行います。なお、療育等はいりません。
利用者負担額	扶養義務者（父母等）の市区町村民税所得割額（4～8月は平成 29 年度、9月以降は平成 30 年度）に応じて市が決定します。
申込期間	P 12 参照
申込書類	①申込書類一式（P13～14 参照） ②健康状況表（用紙は子ども育成課でお渡しします。） ③愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し（所持者のみ）
判定会議	【集団・統合保育の適否の判定について】 利用調整の結果、入所対象（内定）となった場合は、障害児保育判定会議において入所の可否判定をします。

◆ 障害児保育入所決定までの流れ（４月一斉入所）



※ 保育所の入所定員に空きがあり、かつ、障害児保育受入枠がある場合は、年度途中入所も可能です。詳細は子ども育成課までお問い合わせください。

7. その他の保育サービス等について

◆ 保育所等の一時保育

保護者の方がさまざまな理由で一時的に子どもの保育ができなくなった場合に、日中に子どもをお預かりして保育します。

◎実施保育施設

保育所等	連絡先	予約受付時間
南 保 育 園	070-5459-7057	10:00~16:00
西 久 保 保 育 園	51-5307	10:00~16:30
精 華 第 二 保 育 園	38-7352	9:30~16:00
桜 堤 保 育 園	090-3149-9022	10:00~16:00
境 南 第 2 保 育 園	090-3149-3980	10:00~16:00
北 町 保 育 園	070-2810-8924	10:00~16:00
とことこ保育室 みんなのとことこ	090-5331-6311	10:00~18:00

◎利用料金

時間	2時間まで	2~4時間	4~6時間	6~8時間	給食代
利用料	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	300 円

※ 利用料金は平成 30 年 4 月現在の金額です。(西久保保育園を除く。)
 ※ 初回登録時のみ登録料として 500 円徴収します。(西久保保育園を除く。)
 ※ 当日キャンセルの場合、取消料が発生する保育施設があります。
 詳しくは各保育施設にお問合せください。
 ※ とことこ保育室みんなのとことこは弁当(ミルク)持参。

◎対 象 生後 3 か月～小学校就学前の児童
 (西久保保育園は 1 歳以上就学前まで、精華第二保育園は 1 歳 3 か月以上就学前まで、
 とことこ保育室みんなのとことこは生後 57 日目から。)

◎利用方法 各保育施設へ直接連絡をし、事前に利用登録を行ってください。

◎利用時間 保育施設によって異なります。

※その他、子育て支援施設「すくすく泉」等でも一時保育を行っています。

◆ 緊急一時保育

保護者が死亡、行方不明、病気等による入院、同居親族の入院患者の看護・介護、又は災害復旧などの緊急な理由で子どもの保育にあたれない場合、原則として 1 か月(特別な場合は 3 か月の範囲内)、一時的に委託施設等で日中子どもの保育を行います。

通常の出産の場合は利用できません。

入所手続き、利用料、保育時間、施設については、子ども育成課へお問合わせください。

※利用にあたっては、事前に園長面接等が必要となります。

◆ 病児・病後児保育施設

◎ 病児・病後児保育室プチあんず

境南町 4-2-27 (あんずクリニック小児科診療室併設) Tel50-9774

◎ 病後児保育室「ラポール」

西久保 2-1-10 本忠ビル 2 階 Tel56-0910

生後 6 か月から小学校 3 年生までの武蔵野市在住の子どもが、病氣中又は病氣回復期などで集団生活が困難な場合に、一定期間施設でお預かりします。

利用にあたっては事前に登録が必要ですので、直接施設へお問合わせください。

◆ 子育て支援サービス

《保育所等》

保育所等では、保育所等に入所せず日中家庭で子育てしている地域の親子の方を対象に、様々な子育て支援事業を行っています。

あかちゃんのひろば	0～1歳3か月児親子が集えるひろばです。お母さん同士がおしゃべりを楽しみ、友達を作ったり、保育士に子育ての悩みなどを相談することができます。
プレママのひろば	妊娠5か月以上の方を対象に、出産後の育児をイメージできるよう実際の赤ちゃんを見てもらいながら、保育士など保育所職員や妊婦さん同士で交流する場です。
園庭開放・保育所行事	保育所等の園庭で自由に遊んだり、七夕や豆まき等の保育所行事に参加できます。

上記以外にも、保育所等には保育士のほか看護師（保健師）・栄養士もおりますので、子育ての悩みも気軽にご相談ください。子育て支援事業の日時、内容は施設によって異なりますので、市報やちらし、市ホームページをご覧くださいのうえ、詳細は各保育所等へお問合せください。

《ファミリー・サポート・センター》

子育てのお手伝いをしてほしい方（ファミリー会員）と、地域で子育てのお手伝いをしてくださる方（サポート会員）の会員組織です。センターのアドバイザーが両会員のマッチングを行います。

◎対 象 生後6ヶ月から小学校6年生までのお子さんがいる保護者

◎利用内容 保育園・幼稚園等への送迎、保育施設の開始前または終了後の預かり、冠婚葬祭や学校行事等の外出の際の預かりなど

◎利用方法 会員登録後、両会員とアドバイザーで事前打合せを行います。

利用時間、料金等、詳しくは直接センターへお問い合わせください。

武蔵野市ファミリー・サポート・センター Tel 30-8077

《その他》

保育所等への送迎、赤ちゃんのお世話、簡単な家事など様々なサービスを行っています。サービスの詳細や申込については直接施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	TEL
NPO法人保育サービスひまわりママ	境南町 2-10-24	32-3322
NPO法人ワーカーズどんぐり	中町 3-11-13 シニアビレッジ 101	53-3940
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター 子育て支援事業担当	中町 3-5-16	55-1231

◆ 子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」

市の子育て情報を発信するウェブサイトです。会員登録すると、市からのお知らせやイベント情報が届くほか、子どもの生年月日に応じた予防接種のスケジュールが自動で調整されるため、接種漏れや接種間隔の間違いを防ぐことができます。市内の保育施設や幼稚園、認定こども園などの情報も掲載されています。

※スマートフォン、携帯電話、パソコンなどからアクセスできます。



◆ 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターでは、子どもやその家庭に関するあらゆる相談に応じており、電話相談の他、来所や訪問による面接相談も行っています。相談は匿名でもでき、相談内容については秘密を厳守します。

市役所南棟3階

【子育て総合相談・虐待通報】	子ども家庭支援係 60-1850 (相談専用) 55-9002 又は 0120-839-002
【ひとり親・女性相談】	ひとり親支援担当 60-1850
【児童手当・乳幼児医療費助成】	手当医療係 60-1852
【ひとり親家庭等の手当・助成】	手当医療係 60-1963

《子育てショートステイ（宿泊型一時保育）》

保護者が出産、介護、育児疲れ等のため一時的に子どもの養育ができず宿泊で保育が必要な場合、市内の児童養護施設で子どもを短期間お預かりします。

- ・ 対象児童：市内に住所がある満2歳から小学校6年生まで
- ・ 期 間：7泊以内
- ・ 養育内容：食事、入浴、睡眠等宿泊に伴う身の回りの世話
- ・ 利 用 料：有料（減免あり）

申込・お問い合わせは、子ども家庭支援センター子ども家庭支援係（60-1850）へ。

《産前・産後支援ヘルパー》

産前・産後の体調不良等のため家事や育児が困難なお母さんのいるご家庭にヘルパーを派遣して、家事援助や上の子の世話等をします。

- ・ 利用限度：母子健康手帳取得から産後90日までの間に80時間（多胎出産は、母子健康手帳取得から産後1年の間に120時間）

申込・お問い合わせは、子ども家庭支援センター子ども家庭支援係（60-1850）へ。

申込については、健康課（保健センター内 51-0700）でも受け付けます。

活用してください 保育コンシェルジュ

保育所・幼稚園で勤務してきた保育士・幼稚園教諭が、
専門性を活かして保育所等の相談に応じています。



現在の保育園の空き状況はどうなっているの？ これから入れる保育園はあるかしら？
幼稚園や未就園児対象のプレ情報を知りたい！ 一時的に子どもを預ける所は？ などなど…

◇窓口・電話等での相談を受け付けています！

保育所等の入所状況や申込方法、新規開設園の情報、幼稚園情報や一時保育など、安心して子育てできるよう、各ご家庭の状況に合わせ情報をお伝えします。お気軽にご相談ください。

◇子育て支援情報を発信しています！

武蔵野市ホームページ、コンシェルジュ便り等、年間を通して情報発信しています。

☆その他、期間限定で行う土曜窓口相談の『土曜保育コンシェルジュ』、市役所以外で行う『出張保育コンシェルジュ』、入所申請後の継続相談も行っております。

平成29年度から相談体制拡充のため、4人体制になりました。出張等でコンシェルジュが不在の場合もありますので、お電話にて確認の上、お越しください。

<通常の相談時間>

相談日時：月曜日～金曜日 9時～11時 13時～16時
場 所：市役所南棟3階 子ども育成課 Tel60-1854

8. 認可外保育施設入所児童保育助成金について

認可外保育施設に子どもが入所している保護者を対象に、一定の要件を満たす場合に市から助成金が支給されます。

平成 30 年度認可外保育施設入所児童保育助成金制度は、以下のとおりです。

【対 象 施 設】 東京都認証保育所・グループ保育室

【支 給 要 件】 ※ 全てを満たす必要があります

- ① 就労や疾病等、保育にあたれない要件を有していること。
- ② 助成を受ける月の初日に利用契約を結んでいること。
- ③ 助成を受ける月の初日に武蔵野市内（住民票上の住所）に居住していること。
- ④ 月 160 時間以上の利用契約を、月極もしくは年間契約で結んでいること。
- ⑤ 保育料を滞りなく納めていること。

（注）一時保育は対象外です。

【支 給 金 額】 対象児童が特定保育施設及び特定地域型保育事業の施設に入所した場合の保育料（保育標準時間認定の利用者負担額）と認証保育所等へ現在支払っている基本保育料との差額を助成します。

ただし、助成額は下表のとおり特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に規定されている階層区分に応じて階層別の上限額を設けています。

【 階層別 助成額上限表 】

階層区分 (注 1)	第 1 子 分		第 2 子以降分 (注 2)	
	0～2 歳	3～5 歳	0～2 歳	3～5 歳
A	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円
B				
C				
D 1～4	40,000 円	40,000 円	45,000 円	45,000 円
D 5～10	30,000 円	30,000 円	35,000 円	40,000 円
D 11～17	20,000 円	30,000 円	30,000 円	35,000 円
D 18～21	10,000 円	25,000 円	25,000 円	30,000 円
D 22・23	5,000 円	15,000 円		
D 24	0 円	10,000 円		

(注 1) 階層区分は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に規定する階層区分に準じています。(P30)

(注 2) 第 2 子以降分の考え方については、P29 中段《保育料の減免制度について》記載の内容と同様となります。

【申請期限及び支給時期】

利用した月	申請期限	支給時期
平成 30 年 4 月から 平成 30 年 8 月利用実績分	平成 30 年 9 月初旬	申請受領後、9 月末支給予定
平成 30 年 9 月から 平成 30 年 12 月利用実績分	平成 31 年 1 月初旬	申請受領後、1 月末支給予定
平成 31 年 1 月から 平成 31 年 3 月利用実績分	平成 31 年 4 月初旬	申請受領後、4 月末支給予定

- 【申 請 方 法】
- ① 各施設からの報告に基づき、8 月、12 月、3 月の初旬に市から各施設へ申請書を送付します。
 - ② 保護者は、施設から申請書を受け取り、必要事項を記入してください。
 - ③ 施設から納入済保育料の証明を受けてください。（申請書下段への記入・押印が必要です。）
 - ④ 申請書は、施設での取りまとめがある場合は施設へ提出してください。
それ以外の場合は、直接子ども育成課へ提出（郵送可）してください。
- ※ 事前に税資料等世帯の収入あるいは住民税課税額を証明する資料のご提出が必要になる場合があります。

【事前に税資料等が必要になる方】

支給時期 (予定)	申請する対象の月	税資料等の証明が必要な方	必要な 住民税課税・非課税証明書等
平成 30 年 9 月末	平成 30 年 4 月から 平成 30 年 8 月分	平成 29 年 1 月 1 日現在 武蔵野市外在住の方	平成 29 年度 住民税課税・非課税証明書等
平成 31 年 1 月末	平成 30 年 9 月から 平成 30 年 12 月分	平成 30 年 1 月 1 日現在 武蔵野市外在住の方	平成 30 年度 住民税課税・非課税証明書等
平成 31 年 4 月末	平成 31 年 1 月から 平成 31 年 3 月分		

- ※ 武蔵野市民が市外の認証保育所（東京都内）を利用した場合も助成金の対象となります。
- ※ 詳細については子ども育成課へお問い合わせください。

9. よくある質問 (Q&A)

【保育の必要性について】

Q1：幼稚園と保育所を両方申し込む予定ですが、どうすればいいですか？

A1：「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けてください。市がその後の実際の幼稚園又は保育所の利用状況をみて、認定を維持するか変更するかを決定することになります。

Q2：認定の有効期間は何年ですか？

A2：保育の必要性の認定の有効期間は、3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで）を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。ただし、求職活動が事由である場合については、効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までです。

Q3：3号認定（満3歳未満）の子どもが満3歳になった場合、何か手続きが必要ですか？

A3：市が変更の手続きを行うので、保護者が改めて手続きをする必要はありません。

Q4：1か月あたりの就労時間は1月120時間未満ですが、1日の就労時間が長く、園での保育時間が基本保育時間（短時間）を超える場合の認定はどうなりますか？

A4：各保育施設が定める基本保育時間を超える場合には、保育標準時間認定となります。（市立・子ども協会立の保育所の基本保育時間は8時30分～16時30分です。）

Q5：利用調整及び支給認定において、就労時間に休憩時間、通勤時間、超過勤務時間は考慮していますか？

A5：利用調整での基準指数の算定においては、基本的に1時間までの休憩時間は含めて算定しています。例えば、労働契約上の正規の勤務時間が9時～17時で、実働7時間の場合、1時間の休憩時間を加えて、7時間45分以上の就労時間（基準指数100点）としてみています。ただし、通勤時間及び超過勤務時間は考慮していません。

支給認定においては、上記の利用調整と同様に、基本的に1時間の休憩時間を含めた時間としています。就労証明書等を基に認定しているため、実際の保育時間が通勤時間や超過勤務時間により、在園施設において設定する基本保育時間（市立の場合：8時30分から16時30分まで）を超える場合には、支給認定を保育短時間認定から保育標準時間認定に変更することも可能な場合があります。子ども育成課にご相談ください。

【申込について】

Q 6：出生前の申込はできますか？

A 6：年度途中の入所申込は、子どもの出生前には受け付けていません。子どもが生まれてから、入所を希望する月の申込期間（入所希望月の前月の原則 1 日～15 日まで）に申込をしてください。ただし、4 月一斉入所希望の場合に限り、出生前の申込を受付けます。詳しくは、P 10『4.申込から入所までの流れ』をご参照ください。

Q 7：申込は郵送でもできますか？

A 7：申込は郵送では受け付けていません。申請書類一式をご用意のうえ、申込受付期間に市役所南棟 3 階の子ども育成課窓口までお越しください。

Q 8：早く申込むと有利になりますか？

A 8：早く申込をしても有利になることはありません。ただし、申込書類に不備や不足があると受付できないことがありますので、申込期間内の早めの時期に申込まれることをお勧めしています。

Q 9：武蔵野市内で勤務している場合は武蔵野市民という扱いになりますか？

A 9：武蔵野市に住民登録がない方は、在勤であっても市民扱いとはなりません。利用調整の際には市民が優先となります。

Q10：希望保育所をたくさん書いたり、逆に第 1 希望しか書かなかった場合に優先されたり不利になったりしますか？

A10：希望保育所の記入の数によって優先されたり、不利になることはありません。入所児童の利用調整は保育の必要性を指数化して行いますので、希望保育所数は指数化には関係がありません。通える範囲内で書くことをお勧めしています。なお、希望保育所は必ず通いたい順番で書いてください。

Q11：2 歳児までしか利用することができない保育施設に通っています。利用調整上、配慮されますか？

A11：配慮される場合があります。詳しくは、P 20～26『4. 保育所等の利用調整方法について』をご参照ください。

Q12：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等の利用できる時間を教えてください。

A12： 保育の必要量によって区分され、保育短時間の場合は一日最長8時間、保育標準時間の場合は一日最長11時間です。

家庭的保育事業及び事業所内保育事業を利用する場合は、保育短時間認定となります。基本保育時間のうち一日最長8時間、それ以外の保育時間は延長料金がかかります。

小規模保育事業は、事業者によって利用できる時間が異なりますので、保育短時間の事業者か保育標準時間の事業者であるかは、保育施設ガイドP124をご参照ください。保育短時間の事業者を利用する場合は、保育短時間認定となります。

※ 保育標準時間の方で、保育短時間の保育所等に内定が出た場合は、保育短時間の認定となります。延長保育は、別途延長保育料が必要です。

Q13：障害を持つ子どもは入所できますか？

A13： 集団・統合保育が可能な子どもを対象に、認可保育所又は認定子ども園で障害児保育を行っています。詳しくはP35～36『3.障害児保育』をご参照ください。

Q14：兄弟姉妹そろって入所できますか？

A14： 入所の利用調整は年齢ごとのクラス別に行い、指数の高い世帯の子どもから順番に決定します。その結果、兄弟姉妹のうち1人しか内定が出ない場合や別々の保育所等に内定が出る場合もあります。

双子であれば、同じ保育所等への入所が可能となる場合があります。申請時にご相談ください。

Q15：認証保育所の申込み市役所子ども育成課にするのですか？

A15： 認証保育所は、各施設にお申込ください。

Q16：武蔵野市外の保育所等を希望していますがどうすればよいですか？

A16： 市外の保育所等を希望する場合でも、申込先は武蔵野市子ども育成課になります。申込書類も武蔵野市の書類です。ただし、申込期限など申請条件は希望する保育所等のある市区町村が定めるものとなりますので、事前に該当の市区町村の保育担当課にご確認ください。（P17～18参照）

Q17：入所できなかった場合、毎月申請が必要ですか？

A17： 平成30年度の利用申請をした方は、平成31年2月利用調整まで有効です。（P12参照）毎月申込をし直す必要はありません。

Q18：申込後、希望園を変えることはできますか？

A18：希望する施設等の変更は、「支給認定変更申請書兼届出書」の提出により行うことができます。

Q19：申込後、家庭状況に変更があるときはどうすればよいですか？

A19：出生・住所変更・婚姻・離婚等については「支給認定変更申請書兼届出書」を提出してください。勤務状況の変更については、勤務地が変更となる場合は「支給認定変更申請書兼届出書」を、就労先・勤務条件が変更となる場合は「支給認定変更申請書兼届出書」と「就労証明書」を提出してください。

Q20：現在育児休業中です。職場復帰の予定が6月ですが、4月入所の申込はできますか？

A20：申込はできます。ただし、4月入所として内定した場合、5月1日までに職場復帰する必要があります。それができない場合は内定取消又は退所になります。勤務先で育児休業期間を変更することが可能かどうか事前にご確認ください。なお、5月1日が土日・祝日等で勤務先がお休みの場合は、直近の翌営業日までに復職する必要があります。

Q21：辞退をすると、何か不利になることはありますか？

A21：指定日時までに辞退をした場合は、不利になることはありません。ただし、指定日時を過ぎて辞退した場合は、入所月を含めた3か月間は利用調整対象から除外されます。また、優先項目指数でマイナス1が申込の年度中適用されます。辞退した保育所等は次の利用調整における希望する施設等から除かれます。

一斉入所（1次利用調整及び繰り上げ）においては転所申請の入所内定の辞退はできません。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等の在園児が認可保育所へ転所申請をする場合も同様です。（ただし、2次利用調整及び5月1日以降の年度途中の転所内定は辞退できます。）

Q22：支給認定証が届きました。保育所に入所できるということですか？

A22：支給認定証は、入所の可否をお知らせするものではありません。平成27年4月から始まった制度において、保育所等の利用を希望する場合、保育の必要性の認定を受ける必要があるため、申請のあった方で、保育の必要性が認定された方に送付しています。

Q23：会社の制度により育児時間（短時間勤務）を取得する予定です。指数は低くなりますか？

A23：育児時間（短時間勤務）の取得が1日2時間以内であれば、就労契約時間から育児時間（短時間勤務）分は引かずに指数を算出します。1日2時間を超える育児時間（短時間勤務）を取得する場合は、原則として、その超える時間を就労契約時間から除きます。

Q24：第1希望以外の保育所に内定しました。内定した保育所へ入所した場合、当初申請した入所申込は無効となってしまいますか？改めて転所申請をする必要がありますか？

A24： 内定した保育所へ入所された場合には、当初申請された入所申込は無効となります。もし入所した保育所以外の保育所に転所の希望がある場合には、改めて転所申請を行っていただく必要があります。

【入所後について】

Q25：子どもが保育施設等に入所した場合、慣れるまでの保育はありますか？

A25： 保育所では行っています。子どもの状況を見ながら短時間の保育から慣れていきます。その期間は様々ですが、入所後、おおむね1週間程度とお考えください。

※ 地域型保育事業については、事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

Q26：延長保育は誰でも利用できますか？

A26： 子どもの月齢や、保護者の就労の実態及び通勤時間を考慮して、必要であると認められた場合は延長保育を利用できます。各保育所の定員の枠内で、園長面談の上決定します。

※ 施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

Q27：子どもの体調が悪いときは預けられますか？

A27： 原則として、体調不良（熱がある、下痢や嘔吐がある等）の子どもはお預かりできません。ただし、保育所においては、保護者の状況（どうしても仕事を休めない等）で保育所に預けなければならない場合は、登園前に病院に行って医師の了解をもらっていただき、それをもとに、集団保育が可能であると保育所が判断した場合に限ってお預かりすることがあります。お預かりした場合でも体調が悪化し、集団保育が不可能になったときなどは、途中で迎えに来ていただくことがあります。また、病児・病後児保育施設もあります。（P37 参照）

※ 地域型保育事業については、事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

Q28：上の子が在園中に下の子の育児休業を取得する場合、上の子は退所になりますか。

A28： 保護者が育児休業を取得している場合は、当該在園児の下の子が1歳に達する日の前日まで在園できます。ただし、当該在園児の下の子が保育所等に入所することができない等の理由により、保護者が育児休業の期間を延長する場合には、育児休業中に限り、在園することができません。

この場合、育児休業延長後の育児休業期間を証明する書類を提出いただきます。また、当該在園児が転所した場合も同様とします。

Q29：里帰り出産を予定しています。上の子は認可保育所をどのくらいの期間休むことができますか。

A29： 原則として、1 か月を超えない範囲であれば認可保育所を休園することは可能です。また、里帰り出産等やむを得ない事情があると市で認める場合には、3 か月を超えない範囲でのお休みも可能です。ただし、保育所をお休みしている間の利用者負担額（保育料）は通常どおりお支払いただきます。

Q30：現在、武蔵野市の保育所に通っていますが、他市区町村へ転出をしても継続して通い続けることはできますか？

A30 他市区町村への転出後継続して通い続けるためには、必要な手続きや条件があります。詳しくは P19 をご参照ください。ただし、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等）の利用児童については、他市区町村へ転出される場合は、退所となります。

Q31：武蔵野市外の保育所に通っていて、武蔵野市へ転入後も継続して武蔵野市外の保育所に通い続けたいのですが、どうすればいいですか。

A31：武蔵野市を通して手続きすることで、継続して通園できる場合があります。継続通園については、継続通園が可能かどうか、現在お住まいの市区町村の保育担当課にご確認ください。

【利用者負担額（保育料）について】

Q32：利用者負担額（保育料）はどのように支払うのですか？

A32： 保育所の利用者負担額（保育料）の支払方法は、口座振替と納入通知書の2種類です。納入通知書の場合、支払いの度に金融機関窓口に行ってください必要がありますので、便利な口座振替をお勧めしています。保育所入所時に口座振替の手続き書類をお渡しします。詳しくは、P31 をご参照ください。

※ 認定こども園、地域型保育事業については、事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

Q33：利用する保育施設によって、利用者負担額（保育料）は変わりますか？

A33： 子ども・子育て支援制度における利用者負担額（保育料）は、扶養義務者（父母）の市区町村民税所得割額（ただし、調整控除を除き税額控除は適用しません。）の合計額及び保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）により利用者負担額（保育料）が決まります。

原則として、利用する保育施設によって利用者負担額（保育料）は変わりませんが、保育短時間施設（家庭的保育事業、事業所内保育事業及び一部の小規模保育事業）をご利用の場合は、保育の必要量が保育短時間認定となり、保育短時間の利用者負担額（保育料）になります。（P29～30 参照）

認可外保育施設の保育料については、各保育施設にお問い合わせください。

Q34：兄弟姉妹がいる場合、利用者負担額（保育料）は減免されますか？

A34： 兄弟姉妹で認可保育所・認定こども園・地域型保育事業に在園している場合は、第2子は半額、第3子以降は無料になります。その他の施設（認証保育所・幼稚園等）に在園している場合でも減免の対象になることがあります。詳しくはP29をご参照ください。

Q35：産前産後休暇期間中に、保育所等の利用を基本保育時間（短時間）での利用に変更しますが、利用者負担額（保育料）は変わりますか？

A35： 産前産後休暇期間は、原則として、保育標準時間認定となり、育児休業期間は、保育短時間認定となります。産前産後休暇期間において、基本保育時間内での保育が可能な場合には、保育短時間認定への変更も可能ですので、在園施設にご相談ください。利用者負担額（保育料）は変更の届出があった月の翌月から保育短時間認定の金額に変更になります。

Q36：利用者負担額（保育料）の算定根拠となる市区町村民税所得割額は、税額控除の適用がありますか？

A36： 調整控除を除き、税額控除の適用はありません。

【その他】

Q37：保育所等の見学はできますか？

A37： 保育所の見学はできますが、見学日を設定している場合や行事等の都合で日を改めていただくこともありますので、事前に各保育所にお問い合わせください。

※ 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等については、事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

Q38：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等の施設紹介のその他欄に、「主な連携施設」と記載がありますが、具体的にどのようなことをしているのですか？

A38： 平成29年9月現在に実施している内容としては、保育内容の支援として、連携施設の園庭を使用して一緒に遊んだり、行事に参加したりしています。また、職員研修を合同で行うなど、職員同士の交流も行っています。

Q39：保育施設への送迎を自動車で行うことは可能でしょうか？

A39： 原則として自動車での送迎はできません。近隣のコインパーキング等をご利用ください。
※一部利用可能な施設があります。

その他ご不明な点がございましたら、お気軽に子ども育成課までお問い合わせください。

